

「第2次茨木市人権施策推進計画（改定版）」 推進状況報告書（案）

令和7年（2025年）7月

 茨木市

目次

第2次茨木市人権施策推進計画（改定版）【概要】

1 人権意識の高揚を図るための施策

(1)人権教育・啓発の推進	
①人権啓発推進体制の確立	1
②人権教育の充実	4
③人権に関する学習機会の提供	6
④就労の場における人権文化の醸成	15
⑤地域における人権文化の醸成	18
⑥家庭における人権教育の推進	22
(2)人権教育・啓発に取り組む指導者の養成	
①指導者・ボランティアの育成	23
②当事者グループの支援と協働	27
③自ら学び、行動する消費者市民の育成	27
(3)市民の主体的な人権教育・啓発に関する活動の促進	
①NPO・地域団体等の支援	28
②市民参加によるまちづくりの推進	29
③当事者の参加の推進	30
(4)人権教育・啓発に関する情報収集・提供機能の充実	
①人権に関する情報収集・提供機能の充実	31
②人権教育・啓発に関する調査・研究	32
③災害時における災害弱者の支援体制の確立と地域連携の促進	32
(5)教育の機会均等の確保と学習の場の充実	
①教育の機会均等の確保と学習の場の充実	33
②識字・日本語学習や基礎教育の学び直しの機会の提供	34

2 人権擁護に関する施策

(1)市民の主体的な判断・自己実現の支援	
①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援	34
②社会参加の促進と社会的障壁の除去・軽減	39
③困難を抱える市民に対する情報提供・学習支援	39
(2)人権にかかわる総合的な相談窓口の整備	
①人権にかかわる相談窓口の整備	40
②庁内外の連携の推進	44
③相談事例等を通じた実態把握	45
(3)人権救済・保護体制の充実	
①人権救済・保護体制の強化	45
②関係機関との連携の強化	46
③地域における人権侵害の防止と保護・救済	48
④就労の場における人権侵害からの保護・救済	49
⑤各種生活支援サービスや福祉サービスの充実	49

3 計画の推進体制等

1 計画の推進体制	50
2 計画の評価と進行管理（PDCAサイクルによる計画の進行管理）	51

【計画の基本理念と構成】

計画の基本的考え方

人権が本市行政のあらゆる場面において、常に意識され、尊重されるとともに、これらの実現に向けて取り組み、市民とともに人権尊重のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための計画として策定するものです。

基本理念

- 一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される差別のないまちづくり
- 誰もが個性や能力を生かして自己実現を図ることのできる豊かな人権文化の創造

第1章 計画の改定にあたって

- 1 計画改定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間

第2章 人権施策の現状と課題

- 1 人権をめぐる社会的な動向
- 2 本市における取組
- 3 市民意識調査からみた課題
- 4 近年の社会情勢を踏まえた施策課題

第3章 計画の基本理念と取り組むべき主要課題

- 1 計画の基本理念
- 2 人権課題への取組に共通する基本方針
- 3 取り組むべき主要課題と施策の方向性

第4章 人権行政の推進—市行政の基盤としての人権施策

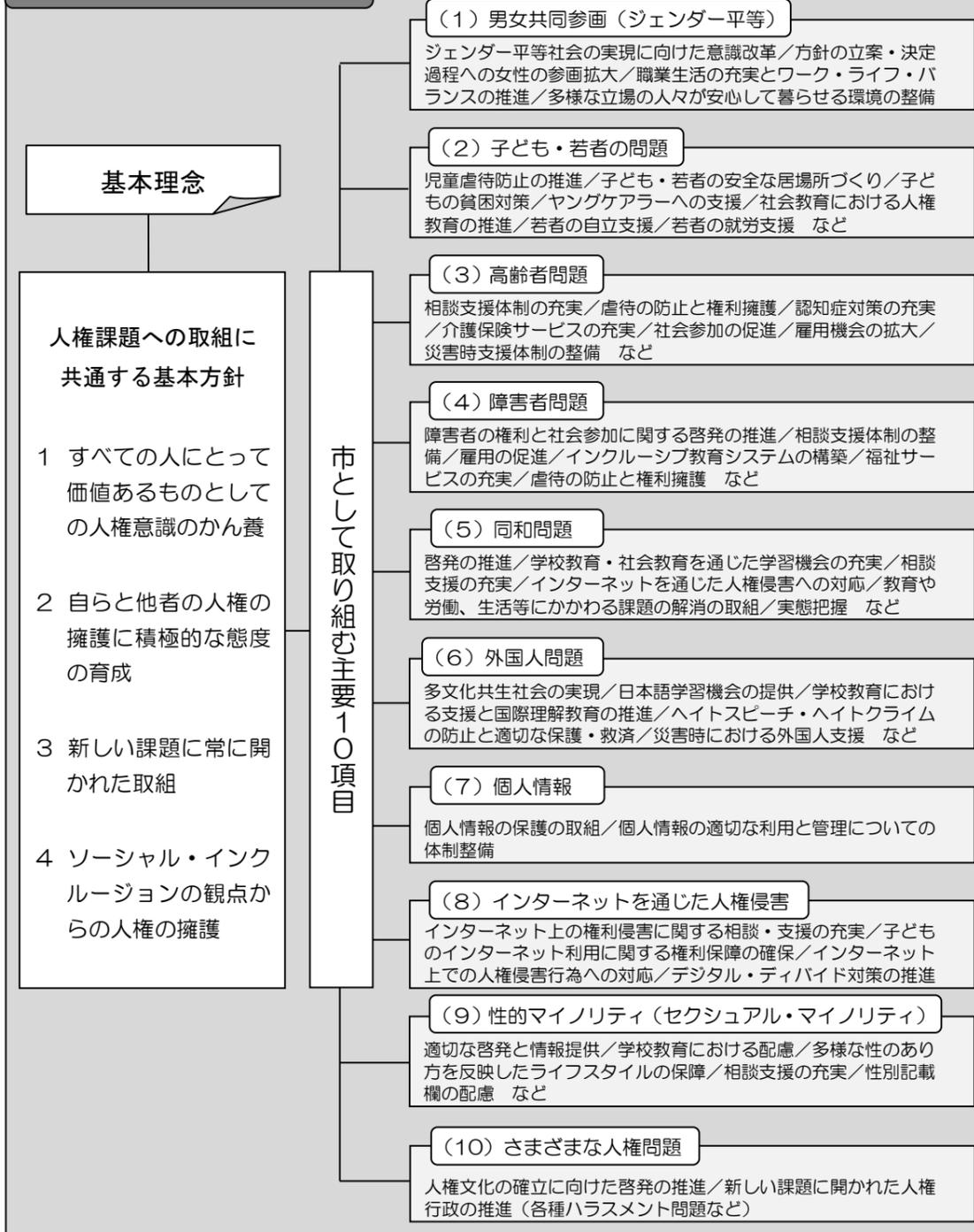
- 1 人権意識の高揚を図るための施策
- 2 人権擁護に関する施策

第5章 計画の推進にあたって

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の評価と進行管理

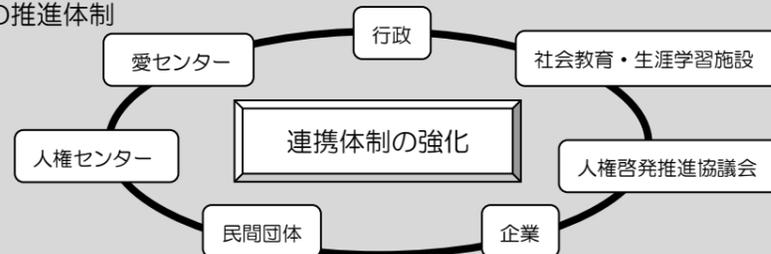
【計画の3つのポイント】

1 取り組むべき主要課題

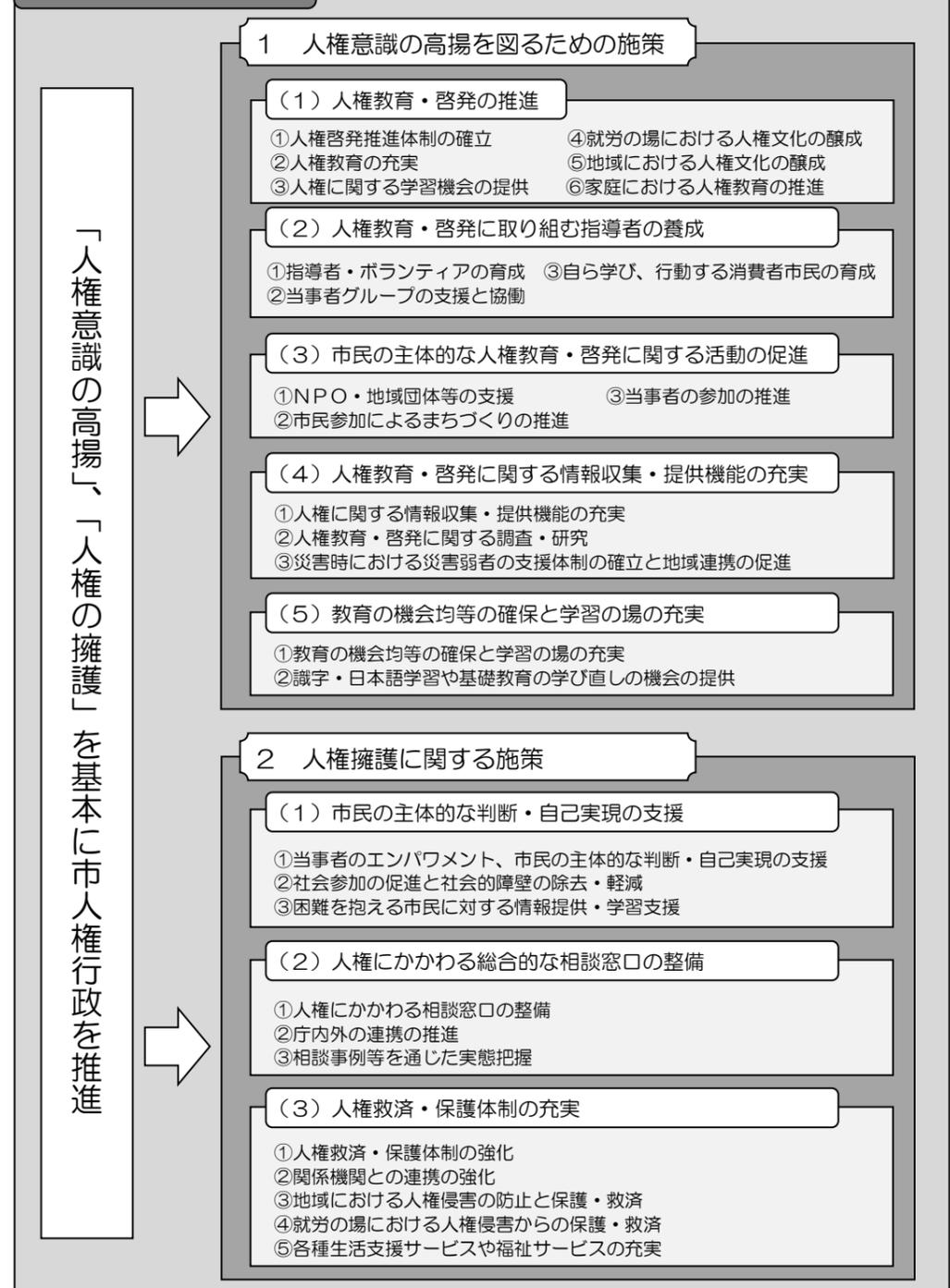


3 計画の推進体制等

1 計画の推進体制

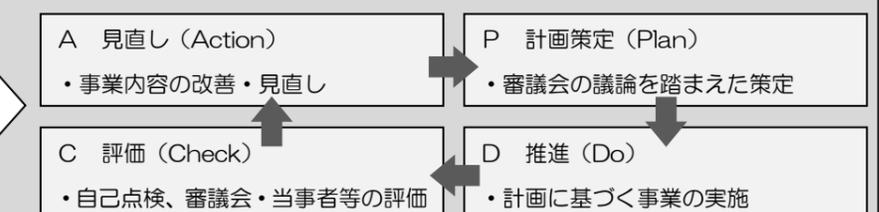


2 人権行政の推進



「人権意識の高揚」、「人権の擁護」を基本に市人権行政を推進

2 計画の評価と進行管理（PDCAサイクルによる計画の進行管理）



体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法	再掲		
1	(1)	①人権啓発推進体制の確立	1	ローズWAM講座等の開催	人権・男女共生課	(1)男女共同参画(ジェンダー平等)	【目的】男女共同参画社会の実現をめざして、さまざまな機会を通して学習・啓発の充実を図る。 【概要】各種講座を実施 【実施日】4月～3月 【対象者】市民 【参加者】6,889人 【テーマ】男女共同参画、女性活躍、暴力防止、ワークライフバランスほか 【場所】男女共生センターローズWAM	引き続きオンラインを併用することにより、参加者も増加し男女共同参画についての理解の促進を図ることができた。	おにクルとの棲み分けや協働など共に活性化する方策の実施を含め、いばらきジェンダー平等プランの目標を達成するための諸事業をさらに展開していく必要がある。	重点項目を中心により効果的な手法や内容を検討し実施していく。	1(1)③ 人権に関する学習機会の提供	1(1)④ 就労の場における人権文化の醸成	
1	(1)	①人権啓発推進体制の確立	2	「男女共生センターローズWAM事業概要」の発行	人権・男女共生課	(1)男女共同参画(ジェンダー平等)	【目的】男女共同参画計画に基づく実施事業をとりまとめ、今後の事業推進の資料とする。 【概要】年間を通して、実施した講座や事業内容についてまとめた冊子を発行 【種別】冊子 【発行月】6月 【発行部数】70部(ホームページにも掲載)	男女共生センターローズWAM事業概要を作成し、関係団体などに配布するなど、男女共同参画に関する事業を広く市民に周知することができた。	いばらきジェンダー平等プランの目標達成に向けての進捗状況などが把握できるような表現の必要性がある。	いばらきジェンダー平等プランとの対比で進捗状況等が把握できるように表現を工夫する。	1(1)⑤ 地域における人権文化の醸成		
1	(1)	①人権啓発推進体制の確立	3	「男女共生センターローズWAM情報誌」の発行	人権・男女共生課	(1)男女共同参画(ジェンダー平等)	【目的】男女共生センターローズWAMでの講座等を情報発信し、男女共同参画社会への啓発とする。 【概要】WAM通信を年1回発行 【種別】冊子 【発行月】11月 【発行部数】10,000部	WAM通信を作成し、男女共同参画に関するトピック記事や講座等の情報を発信することで、男女共同参画社会への啓発となった。	より多くの市民に目をおしていただけるような発信方法の工夫が必要である。	自治会を通しての回覧を廃し、印刷費等の経費節減を図るとともにWEB媒体での情報発信に切り替える。			
1	(1)	①人権啓発推進体制の確立	4	憲法月間記念講演会の開催	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	【目的】憲法第11条に定められた永久不可侵の基本的な人権について、市民の人権意識の高揚を図る。 【概要】憲法月間(5月)に著名人を招き、人権に関するテーマで講演会を実施 【実施日】5月18日 【対象者】市民 【参加者】会場入場175人、オンライン視聴回数延べ396回 【テーマ】絵本でみんなに伝えたい！人権と平和への願い 【講師】長谷川 義史さん(絵本作家) 【場所】文化子育て複合施設おにクルきたしんホールとオンライン配信により実施	会場入場とオンライン配信を実施した。講演内容は、こどもたちに大人気の絵本作家による、絵本に込めた人権や平和への思いや願いを、読み聞かせやライブペインティングで、親しみやすく伝えられ、講演内容ともども以外にも高い評価を得られた。	参加人数の増及び参加者の意識向上のためには、啓発手法、テーマ設定、講師の選定等、総合的に検討することが必要となっている。	引き続き、啓発効果の高い手法及び内容等の検討が必要である。	1(1)③ 人権に関する学習機会の提供		

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法	再掲		
1	(1)	①人権啓発推進体制の確立	5	人権啓発講演会の開催	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	<p>【目的】市民の人権意識の高揚と人権が尊重される社会の実現を図る。</p> <p>【概要】講師を招き、人権に関するテーマで講演会を実施 (1)豊川いのち・愛・ゆめセンター 【実施日】①7月27日②12月14日③3月22日 【対象者】市民 【参加者】①16人②34人③3人 【テーマ】①自分らしくいられる場所 ユースプラザいばらきLOBBY ②あゆむのあゆみ～物語はつづやきから～③ジュニア防災リーダー養成講座 「防災クッキング」 【講師】①三野啓子（ユースプラザいばらきLOBBY代表）②井戸木明美（無認可作業所の頃から関わっている保護者）③平尾佳津子（一般社団法人災害食レシビ推進委員会） 【場所】豊川いのち・愛・ゆめセンター</p> <p>(2)沢良宜いのち・愛・ゆめセンター 【実施日】①1月23日②2月5日③2月21日 【対象者】市民 【参加者】①154人②117人③204人（現地聴講・後日録画配信含む） 【テーマ】①子どもの権利条約からの問いかけ～「子どものために」から「子どもとともに」へ②なぜ「もやもや」するのか、アイヌの話題から無意識の差別を考える③映画「かば」が伝える～時代が変わっても変わらないもの～ 【講師】①田中文字子（公益社団法人子ども情報研究センター代表理事）②北原モコットウナシ（北海道大学アイヌ・先住民研究センター教授）③河本貴弘（かばプロデューサー・監督） 【場所】沢良宜いのち・愛・ゆめセンター</p> <p>(3)総持寺いのち・愛・ゆめセンター 【実施日】①11月30日②12月14日③1月18日④2月22日⑤3月22日 【対象者】市民 【参加者】①8人②27人③20人④12人⑤17人 【テーマ】①身近にある人権問題から学ぶ②太鼓の中を見よう③共生のまちづくり④中城水平社創立の意味を考える⑤あいセンター開館50年を振り返る 【講師】①③大北規句雄（追手門学院大学・桃山学院大学非常勤講師）②北出 昭（太鼓屋「島村」・貝塚市人権協会会長）④朝治 武（大阪人権博物館館長）⑤関係者によるフリートーク 【場所】総持寺いのち・愛・ゆめセンター</p>	<p>（豊川） 令和5年度に引き続き令和6年度についても、豊川エリアの社会資源について、人権的な課題を含めて、紹介するというやり方で実施した。また、小学生が防災クッキングを学ぶことで支援者側として社会貢献を学ぶ場を提供できた。</p> <p>（沢良宜） 現地聴講と後日録画配信により多くの方に聴講いただくことができた。また、テーマも様々で、タイムリーな話題を取り上げたことで、聴講者の意識が非常に高く、質問もたくさん出て有意義なものとなった。市外からの参加者も多かった。</p> <p>（総持寺） 身近なテーマや地域でのつながり、またセンター開館から50周年に関する講座など、人権問題について幅広く、また理解しやすい連続講座を実施できた。地域の方等、センターに関わりのある方にも登壇いただいた。</p>	<p>旬な話題を取り入れたテーマを設定する等、常に人権に関するアンテナ感度を高める必要がある。</p> <p>また、より多くの方に聴講いただくための周知等についてはまだまだ課題がある。</p>	<p>府内外問わず各種人権研修や講演会等に積極的に参加することで情報収集及び講師発掘を行う。</p> <p>また、市のSNSをはじめ、広報活動を十分行えるよう計画的に事業を実施する。</p>	1(1)③ 人権に関する学習機会の提供		
1	(1)	①人権啓発推進体制の確立	6	懸垂幕の掲出	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	<p>・人権・平和に関する啓発 「そのひと言 言い出す勇気 とどまる勇気」 「人権擁護宣言都市 茨木市」 「わがまちは非核平和で明るい暮らし」 ・男女共同参画に関する啓発 「男女共同参画社会をめざそう！」</p>	<p>人権・平和に関する市の姿勢や考え方を多くの市民に周知・啓発することができた。</p>	<p>社会情勢や時代のニーズに合った内容の検討等が必要である。</p>	<p>継続して実施する。</p>	1(1)⑤ 地域における人権文化の醸成		

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法	再掲			
1	(1)	①人権啓発推進体制の確立	7	啓発紙「虹のひろば」の発行支援	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	【目的】市民の人権意識の高揚を図る。 【概要】茨木市人権啓発推進協議会が身近な人権をテーマに、見やすい紙面に構成し発行する啓発紙の作成に協力した。自治会加盟世帯に回覧。 【種別】啓発紙 【発行日】2月15日 【発行部数】14,100部	本市人権啓発推進協議会結成50周年を記念し、振り返りやあゆみ、現在の取組を掲載した。その他タイムリーな記事のほか、人権作品や人権啓発推進協議会の活動等、地域で人権啓発をすすめる取組について掲載した。	社会情勢や時代のニーズに合った内容の検討等が必要である。	継続して実施する。	1(1)⑤	地域における人権文化の醸成		
1	(1)	①人権啓発推進体制の確立	8	メンタルヘルス等に関する啓発	健康づくり課	(10)さまざまな人権問題	【目的】こころの健康づくりを推進する。 【概要】専門家、識者による講演会を実施。 【実施日】2月12日 【対象者】自殺対策ネットワーク連絡会の会員および市民 【参加者】133人 【場所】ローズWAM	子どもに対して、ほめて伸ばすことが推奨される一方で、成長のためには厳しく叱ることが不可欠だという考え方は根強い。本講演会では、叱るコミュニケーションに依存してしまうメカニズムや、叱ることの教育的効果が一般的な認識より限定的であること、こころにおよぼすダメージ等について理解を深めた。事後アンケートでは、9割超が「満足」との回答だった。	引き続き、タイムリーなテーマ、講師を検討し、意義ある内容で事業を展開することが重要である。	自殺対策推進会議担当課や自殺対策ネットワーク連絡会参加団体等とともに、テーマや講師の検討を行う。				
1	(1)	①人権啓発推進体制の確立	9	児童虐待防止に向けた取組(児童虐待防止推進月間)	子育て支援課	(2)子ども・若者の問題	大きな社会問題となっている、児童虐待の状況に対して、広く市民に児童虐待防止の啓発を行うため、年間を通じて市内を走行するバス車両の側面に、児童虐待防止についての広告を掲出した。併せて、11月からのオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン期間の1か月間については、バス扉横シートにも児童虐待防止の広告を掲出、市公用車にも児童虐待防止推進月間啓発マグネットシートを貼付した。また、市民参加によるオレンジリボンのツリーを市役所南館、おにクル、ローズWAM、中央図書館に設置するとともに、児童の福祉に関連する職務に従事する職員にオレンジリボンの着用を依頼した。	児童虐待に関する相談件数は依然として増加傾向にあり、特に、子どもの生命が奪われるなど、痛ましい事件は後を絶たない。児童虐待の問題は、社会全体が継続して取り組む、重大な課題である。児童虐待を未然に防ぐための、具体的な数値目標を立てることは困難であるが、市民、関係団体、市職員等に、関心と理解を得られる、企画、事業展開を行うことができた。	児童虐待に関する痛ましい事件は、後を絶たず、社会に与える影響も多大である。	次年度も啓発活動を通じて、児童虐待の防止及び早期発見に努める。				
1	(1)	①人権啓発推進体制の確立	10	ごみ集積場所看板に標語の印刷	環境事業課	(10)さまざまな人権問題	ごみ集積場所看板に「守ろう人権・許すな差別」の標語を記載し、人権啓発を図っている。	看板に標語を記載することで、ごみ集積場所を利用する関係住民等の人権への関心と理解を得られる機会を提供することができた。	引き続き人権啓発を図る。					
1	(1)	①人権啓発推進体制の確立	11	人権教育夏季研究集会の開催	学校教育推進課	(10)さまざまな人権問題	【目的】教職員の人権尊重の精神・意識を高める。 【概要】人権教育夏季研究集会 【実施日】7月22日 【対象者】幼・小・中学校園教職員 【テーマ】「ウトロに生きる、ウトロで出会う」(ハイブリッド) 【講師】ウトロ平和祈念館 副館長 金 秀煥	人権が尊重された学校づくり、人権教育の推進について教職員の意識を高めることができた。	管理職も含めた教職員が参加できる体制をつくる必要がある。	多くの教職員が参加できるように広い研修会場を設定するとともに、オンラインも合わせて行っていく。	1(1)③	人権に関する学習機会の提供		

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法	再掲
1	(1)	②人権教育の充実	12	広報いばらきの発行	まち魅力発信課	(10)さまざまな人権問題	各課が所管する人権関連の記事を広報誌に掲載し、市民の人権意識の啓発に務めた。	より多くの方々に広報いばらきを読んでもらえるよう誌面作りに工夫を重ねた。		今後も継続して各課所管の人権啓発記事を掲載する。	
1	(1)	②人権教育の充実	13	生涯学習情報誌「Next Stage」の発行	文化振興課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕 人権問題を生涯学習のテーマのひとつとして、身近な学習の場を提供し人権意識の高揚を図る。 〔事業内容〕 市や市の関係団体、国・府の機関、市内大学・病院が実施する人権講座等の生涯学習情報を集約し、紙媒体・HPにて生涯学習情報を発信する。 〔発行月〕 8月、12月、4月/年3回 〔発行部数〕 各4,300冊発行	昨年度から引き続き、生涯学習情報を集約するとともに、HP等による情報発信を行った。	生涯学習情報を必要としている世代に対して情報発信方法を検討する必要がある。	引き続き、インターネットを活用し、生涯学習情報の発信を行う。	
1	(1)	②人権教育の充実	14	「男女共同参画計画実施状況報告書」の発行	人権・男女共生課	(1)男女共同参画(ジェンダー平等)	男女共同参画計画に基づく「男女共同参画計画推進状況報告書」を作成し、公表した。 〔発行数〕70部 〔送付先〕関係課、関係機関、男女共同参画推進登録団体 〔公表方法〕市ホームページ、庁内ネットワーク「いこ@ねっと」	取組に対する評価と課題を各担当課で記載することによって、各課の事業の進捗状況が明確になった。	担当課によって意識の違いがあるため、今後も男女共同参画の視点の重要性について各課に働きかけていく必要がある。	今後も、効果的な働きかけについて研究していく。	1(1)⑤ 地域における人権文化の醸成
1	(1)	②人権教育の充実	15	「男女共同参画情報誌」の発行	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	小学生、中学生に人権・男女共同参画啓発リーフレット、カレンダーを配布した。 ・小学4年生向けリーフレット：4コマまんがで考えよう 人権ってなんだろう？3,800部発行 ・中学1年生向けカレンダー：みんなでHappyにニヤろう!!～身のまわりの人権を考える～3,600部発行	市内の小学4年生にリーフレット、中学1年生にカレンダーを配布するとともに、各教室にも掲示してもらい、通年を通して、身の回りの様々な人権課題に気づききっかけとなる情報を提供することができた。	引き続き、用語や掲載情報について見直していく必要がある。	わかりやすい表現を意識するとともに、必要に応じて新しいテーマを取り入れた情報内容とする。	
1	(1)	②人権教育の充実	16	デートDV予防啓発	人権・男女共生課	(1)男女共同参画(ジェンダー平等)	若年層への効果的なデートDV啓発を行うため、デートDV予防に関する啓発冊子を作成した。	SNS等の内容など、時代の内容にあった啓発冊子を作成することができた。	より多くの人に啓発冊子を活用してもらう必要がある。	啓発冊子の効果的な活用方法を検討するなど、引き続き、デートDV予防の啓発活動に取り組む。	

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法	再掲	
1	(1)	②人権教育の充実	17	「地域情報誌(紙)」の発行	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	<p>【目的】いのち・愛・ゆめセンターで実施する各種事業の周知や人権に関する情報を提供し、センターの利用促進及び人権啓発を推進する。</p> <p>(1)豊川いのち・愛・ゆめセンター ①「iセンターだより」 【発行部数】年2回、各4,850部【対象】豊川中学校区 ②地域情報誌「るーぶ豊川」 【発行部数】年2回、各4,850部【対象】豊川中学校区</p> <p>(2)沢良宜いのち・愛・ゆめセンター 「iセンターだより」 【発行部数】年4回、各7,500部【対象】主に葦原小学校区</p> <p>(3)総持寺いのち・愛・ゆめセンター ①「iセンターニュース」 【発行部数】年2回、各11,000部【対象】三島中学校区 ②地域情報誌「みしま」 【発行部数】年2回、各11,000部【対象】三島中学校区</p> <p>※令和6年度は、豊川・沢良宜・総持寺いのち・愛・ゆめセンター3館の50周年を記念してのリーフレット及び記念冊子の作成も行った。</p>	<p>カラー印刷や、漢字等にはふりがなを入れることを徹底し、誰にでも読みやすい誌面を心がけて作成した。(豊川)</p> <p>多くの人に手に取り読んでもらうため、文字が多くなり過ぎないように、写真や絵、図等で情報を発信するとともに、詳細情報は市HPから情報収集してもらえるようコードの掲載を多用した。また、館の紹介ムービーを作成したので、センターだよりに掲載し、より愛着を感じていただけるよう周知した。(沢良宜)</p> <p>カラー印刷に伴い色使いやレイアウトにも工夫を施し、興味を持って見ていただけるように作成した。(総持寺)</p>	<p>各センターとも年4回の発行であるため、タイムリーな情報提供には限界があり、発行月を意識した事業計画が必要である。また、発行主体の自己満足にならないよう、地域情報を盛り込み、地域に密着した情報を発信できるようアンテナを張る必要がある。</p>	<p>参加者を募る事業等は発行月を見据えた事業計画を組むよう見直しを行っている。地域の各種団体等との連携を密にし、不断の情報交換を心掛けている。</p>	1(1)⑤ 地域における人権文化の醸成	
1	(1)	②人権教育の充実	18	人権作品募集及び表彰の実施	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	<p>【目的】市民に同和問題をはじめとする人権問題を啓発し、人権尊重の精神の徹底を図る。</p> <p>【概要】 (1)茨木市人権啓発推進協議会が①作文・詩②標語③ポスター・写真 (2)総持寺いのち・愛・ゆめセンターで①ヒューマンワード②標語を募集 【対象者】 (1)15歳以上の市内在住・在学・在勤者 (2)市内在住・在学・在勤者 【表彰日】 (1)12月20日 (2)3月2日</p>	<p>(1)多数の応募があり、標語が10点、作文・詩が3点、ポスターが8点入選した。 (2)ヒューマンワード大賞が部門別で計4点、標語が9点が入選した。</p>	<p>市民参加により人権問題を啓発できる取組であることから継続して実施する。</p>	<p>継続して実施する。</p>		

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法	再掲	
1	(1)	②人権教育の充実	19	茨木市人権擁護委員会との連携	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	<p>〔目的〕人権擁護委員法の主旨に則り、自由人権思想の普及高揚と基本的な人権の擁護に資するため、委員会を組織し円滑な活動を図る。</p> <p>〔概要〕職務に関する情報の収集や研究を行い、市と連携して相談や啓発活動を行う。</p> <p>【「人権の花」運動】</p> <p>〔概要〕小学校に花の球根を贈呈し、花を育てる活動を通じて児童に豊かな人権感覚を育む。あわせて人権教室を実施する。</p> <p>〔実施日〕11月13日</p> <p>〔参加者〕3年生児童74名</p> <p>〔場所〕市立小学校（毎年1校）</p> <p>【子どもの人権教室】</p> <p>〔概要〕学童保育室入室児童を対象に人権教室を実施</p> <p>〔実施日〕6月～10月（8回）</p> <p>〔参加者〕828人</p> <p>〔場所〕市立学童保育室（7か所）</p> <p>【いばらき×立命館DAY2024への出展】</p> <p>〔概要〕紙芝居・絵本をとおして人権について学んでもらう機会を提供するとともに、啓発物品の配布を行う。</p> <p>〔実施日〕5月19日</p> <p>〔場所〕立命館大学大阪いばらきキャンパス</p> <p>【人権週間街頭啓発キャンペーン】</p> <p>〔概要〕啓発物品を配布</p> <p>〔実施日〕12月2日</p> <p>〔場所〕阪急茨木市駅前・JR茨木駅前</p> <p>【人権擁護委員による人権相談】</p> <p>〔実施日〕毎月第2・第4木曜日</p> <p>〔場所〕茨木市役所南館1階市民生活相談課</p> <p>〔相談件数〕1件</p>	<p>小学校における「人権の花」運動や学童保育室における人権教室等を通して、こどもたちに人権について考えてもらう機会を提供することができた。また、イベントへの出展や人権週間街頭啓発キャンペーンの実施などにより、広く市民に啓発を行うことができた。</p> <p>人権擁護委員による人権相談を市役所で毎月2回実施しているが、令和6年度も相談件数は少なかった。</p>	<p>「人権の花」運動は市立小学校で毎年1校ずつ実施しているが、あわせて行っている人権教室では当初から同じ教材を使用しているため、社会状況等の変化に伴い、教材の見直しが必要になってきている。</p> <p>また、人権擁護委員による人権相談に来訪する相談者が少ないのは、特にコロナ禍以降、対面での相談に対する敷居が高くなってきていることや、相談窓口が市民にあまり知られていないことが原因ではないかと考えられる。</p>	<p>人権教室で使用する教材の見直し等、より効果的な啓発方法の人権擁護委員と連携しながら引き続き検討・研究していく。また、市広報誌やホームページのほかに、イベント等を通して、人権擁護委員や相談窓口の周知に努める。</p>	2(3)② 関係機関との連携の強化	
1	(1)	②人権教育の充実	20	人権作品の募集及び発表会の開催	学校教育推進課	(10)さまざまな人権問題	<p>〔目的〕人権尊重の精神の高揚と同和問題をはじめとする人権問題の啓発を図るため</p> <p>〔概要〕ポスター・絵画・標語・作文・詩</p>	<p>児童・生徒の作品を通じて人権教育の実践を進めることができた。</p>	<p>全校参加できていない。</p>	<p>参加校の意識を高めるだけでなく、各校での実践によりつながるよう作品集だけでなく交流できる場の工夫を取り入れていく。</p>		
1	(1)	②人権教育の充実	21	茨木市人権教育研究協議会との連携	学校教育推進課	(10)さまざまな人権問題	<p>〔目的〕人権教育の機軸に同和教育を位置づけ、部落差別解消をはじめとした人権の確立をめざす。</p> <p>〔概要〕教職員による人権教育の実践を促す。</p>	<p>次世代教職員の育成の取組みや校区連携により、人権教育の実践を進めることができた。</p>	<p>経験の浅い教職員の増加や当事者との出会いがなく直面する人権課題の対応を教職員全員が理解できていない。</p>	<p>多くの教職員が参加できるように広い研修会場を設定する。直面する人権課題をより踏まえた内容で取組む。</p>	1(4)① 人権に関する情報収集・提供機能の充実	2(3)② 関係機関との連携の強化
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	22	広報ビデオ・DVDの貸出	まち魅力発信課	(1)男女共同参画（ジェンダー平等）	<p>各課で制作したDVD・ビデオの貸出を行った。</p>	<p>年間の貸出件数は0件であった。</p>	<p>貸出件数の状況を鑑み、事業の継続について引き続き検討する。</p>			

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法	再掲
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	23	生涯学習センター講座の開催	文化振興課	(10)さまざまな人権問題	<p>【目的】親鸞の言葉を手がかりに、日常生活や現代社会を考える。</p> <p>【事業内容】市×立命館大学連携講座「親鸞の言葉に学ぶ」</p> <p>【参加者】令和6年4月～令和7年3月、計12回開催、参加者273人</p> <p>【開催場所】茨木市立生涯学習センター</p>	受講生が親鸞の言葉をきっかけに、自分自分と向き合う機会を提供することができた。	より多くの方に講座開催情報を提供するために、情報発信方法を検討する必要がある。	引き続き、市ホームページ情報発信のほか、SNSを活用して幅広い世代に情報発信を行う。	
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	24	男女共同参画推進本部研修会の開催	人権・男女共生課	(1)男女共同参画(ジェンダー平等)	<p>【概要】アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)への対処法について研修</p> <p>【日時】12月12日(木)</p> <p>【対象】本市の管理職員、各所属部長から推薦された職員</p> <p>【参加者】55人</p>	毎年職員研修の一環として実施しており、様々な人権課題を学習し、再確認する機会として有意義な項目である。	研修会のテーマや構成を工夫し、継続して実施する。		
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	25	パネル展等の開催	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	<p>【目的】市民の人権意識の高揚を図るため、情報提供を行う。</p> <p>【概要】いのち・愛・ゆめセンターで①非核平和展、②ダイバーシティアート展「創楽(SORA)」(おにクル会場では、「おにも見にクルアート展」の一環として実施、人権センターも共催)</p> <p>【日時】①豊川7月20日～8月21日、沢良宜8月8日～8月24日、総持寺8月24日～9月2日 ②おにクル12月3日～12月6日、沢良宜12月10日～12月14日、総持寺12月17日～12月21日、豊川12月25日～1月11日(12/28～1/5は休館)</p>	アート展は、障害者だけでなくあらゆる人権課題の啓発を鑑みダイバーシティアート展として開催した。おにクル会場では、障害福祉課や障害福祉事業所等と共催で、展示・販売のほか出展者交流会やワークショップを実施した。来場者は昨年度より減少したが、回答者に障害福祉事業所作成のグッズをお渡しするなどの工夫により、アンケートの回収率は昨年度より増加し、障害者理解等の促進と人権啓発を図ることができた。	打合せ会議を減らしながらも、多機関連携を柔軟に行い、様々な展示作品を集めて開催することができた。ただ、一部の職員に負担が偏ったところはある。	引き続き、取組の課題整理とマニュアル化、そして役割のローテーションを行い、次年度以降の実施に向けて、引き続き省力化を図る。	
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	26	非核平和展の開催	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	<p>【概要】テーマを定めて絵画や写真、ポスターをパネル展示など工夫を凝らした平和展を開催。非核平和展の企画として、人権について映画上映会と講演会を実施する。</p> <p>【実施日】8月6日～8月11日</p> <p>【来場者数】2000人</p> <p>【テーマ】子どもたちと考える「戦争と平和」in 茨木、映画上映会「この世界の片隅に」、市内在住写真家 小原一真さん講演会「戦争と感染症」、押原謙写真展「記録としての写真の世界」など</p> <p>【場所】茨木市文化・子育て複合施設おにクル オープンギャラリー・エントランス広場・きたしんホール</p>	会場をおにクルにし、団体等と共創することで、戦時下のおもちゃの展示や昔の遊び体験などを行い、多くのこどもの来場者があった。アンケートの満足度は高い評価が多く、戦争の悲惨さや平和の尊さを市民の皆様にあらためて考えていただく機会を提供することができた。	企画・内容を精査するとともに、社会情勢や時代のニーズについても検討が必要である。次年度は、戦後80年というところで企画実施していく。中央図書館での開催についても望まれているところ、実施できる手段を模索する。	継続して実施する。	

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法	再掲
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	27	人権講演会の開催支援	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕人権意識の普及・高揚を図る。 〔概要〕茨木市人権センターによる講演会を実施 〔実施日〕5月31日 〔対象者〕市民 〔参加者〕110人 〔テーマ〕インターネットにおける部落差別「全国部落調査」復刻版出版事件裁判から学ぶ 〔講師〕中井 雅人さん(弁護士) 〔場所〕茨木市男女共生センターローズWAM ワムホール	時代にあったテーマの講演会が実施できた。 市人権啓発推進協議会の総会終了後に実施しており一定の参加はあったが、啓発推進に向けて、さらに参加者を増やす必要がある。	参加者の増のためには、啓発手法、テーマ設定、講師の選定等、総合的に検討することが必要となっている。	社会情勢や時代のニーズに合った内容・手法の検討等、効果的な講座を継続して実施する。	
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	28	人権を考える市民のつどいの共催	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕人権意識の普及・高揚を図る。 〔概要〕12月4日から10日までの「人権週間」にあわせて、著名人を招き、茨木市人権センターや教育委員会と共催で講演会を実施 〔実施日〕12月20日 〔対象者〕市民 〔参加者〕会場入場321人、オンライン配信の視聴回数延べ254回 〔テーマ〕「自分に向き合って見つけた夢」と題した講演会とミニコンサートの2本立て 〔講師〕木山 裕策さん(シンガー) 〔場所〕市民総合センター(クリエイトセンター)センターホール	会場入場とオンライン配信を実施した。会場申し込み多数のため、抽選を実施した。講演内容は、人との出会い、自身の夢との向き合いについて。講師は紅白出場歌手であることから、講師、講演内容、ミニコンサートとも高い評価を得られた。	参加者の増のためには、啓発手法、テーマ設定、講師の選定等、総合的に検討することが必要となっている。今回は多数の参加者を得られたが、今後も続けられるよう、早めの人選が必要である。	早期に企画委員会を実施し、社会情勢や時代のニーズに合った内容・手法の検討等、効果的な講座を継続して実施する。	
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	29	人権バスターの支援	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕人権に関する施設や地域を訪れることにより、人権意識の向上をめざす。また人権問題への関心を持ってもらう機会とする。 〔概要〕茨木市人権センターによる人権関係施設等の現地研修 〔実施日〕10月10日 〔対象者〕市民 〔参加者〕32人 〔内容〕立命館大学国際平和ミュージアム、オムロン京都・太陽	戦争がもたらす人権侵害を展示物や講話によって学び、企業のユニバーサル工場を見学することにより、隔たりのない社会の実現を目指す方向性を共有した。	市民の皆様に興味を持ってもらう人権課題や訪問先を研究し、継続して実施する。	継続して実施する。	
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	30	親子人権バスターの支援	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕人権に関する施設や地域を訪れることにより、人権意識の向上をめざす。また人権問題への関心を持ってもらう機会とする。 〔概要〕茨木市人権センターによる人権関係施設等の現地研修 〔実施日〕7月25日 〔対象者〕市内在住の小、中学生とその保護者 〔参加者〕24人 〔場所〕大阪高等裁判所、NHK大阪放送局	大阪地方・高等裁判所では、普段見ることがない法廷の様子を、NHK大阪放送局BKプラザでは、放送の裏側を見学・体験した。参加人数枠がすぐに埋まり、また参加者の満足度も高いものとなった。	親子、特にこどもが興味を持つ人権課題を研究し、継続して実施する。	継続して実施する。	

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法	再掲		
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	31	市民人権講座の開催支援	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	<p>【目的】市民の人権意識向上に向け、昼間の講演会に参加しにくい市民を対象とした人権講座を開催する。</p> <p>【概要】茨木市人権センターによる夜間での人権講座の実施</p> <p>【実施日】①9月27日②12月12日③2月27日④3月11日</p> <p>【対象者】市民</p> <p>【参加者】①14人②21人③27人④76人</p> <p>【テーマ】①自分も相手も大切にコミュニケーション（アサーション）を学びましょう②多世代・多文化の人たちと、共に暮らすまちづくりを③SNSにおける人権課題④自分が自分らしく生きる権利と社会を</p> <p>【講師】①今岡まゆみさん(オフィス今岡代表)②西村聖子さん(日本語講師)塩出百合子さん(NPO法人大阪国際文化協会)③石川千明さん(NPO法人奈良地域の学び推進機構理事)④仲岡しゅんさん(うるわ総合法律事務所代表)</p> <p>【場所】①ローズWAMセミナー室501・502②おにクル多目的室C2③おにクル会議室1④クリエイトセンターセンターホール</p>	講演内容は、本市が取り組んでいる多文化共生、性の多様性、SNSにおける人権課題、コミュニケーション技術と、さまざまな人権課題を取り上げ、参加者にも高い評価を得られた。	啓発の推進のためさらに参加者を増やす必要がある。	社会情勢や時代のニーズに合った内容・手法の検討等、効果的な講座を継続して実施する。			
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	32	人権啓発研修会の開催支援	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	<p>【目的】人権啓発を推進する人材の育成</p> <p>【概要】茨木市人権啓発推進協議会による人権をテーマにした研修会</p> <p>【実施日】①10月22日②11月21日③11月27日</p> <p>【対象者】市民</p> <p>【参加者】①23人②31人③22人</p> <p>【テーマ】①これからの男女共同参画社会とは～しっかりと家事を担える良きパートナーに～②車いす女子大生。パラスポーツで世界へはばたく!!③災禍の中で見えなくなる人々戦争・災害・感染症取材を通して写真家が記録しようとしてきたもの</p> <p>【講師】①山崎ゆかさん(自然派ハウスクリーニングHappyLife代表)②藤原芽花さん(車いすアスリート/大学生)③小原一真さん(写真家、ジャーナリスト)</p> <p>【場所】①クリエイトセンター101・102号室②③おにクル7F会議室1</p>	さまざまな人権課題のテーマを提供し、市民の皆様のニーズに合った内容であり、講演内容は高い評価を得られた。	啓発の推進のためさらに参加者を増やす必要がある。	社会情勢や時代のニーズに合った内容を選定するなど、効果的な講座を継続して実施する。			
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	33	茨木市人権教育夏季研究集会(市民啓発分科会)の開催	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	<p>【目的】地域で進める人権教育の取組についてともに考える。</p> <p>【概要】茨木市人権啓発推進協議会による草の根の人権啓発の報告会(茨人研等と共催、教育委員会の後援)</p> <p>【実施日】7月22日</p> <p>【対象者】市民</p> <p>【参加者】135人</p> <p>【テーマ】実践報告①茨木小学校区人権啓発推進委員会の活動について②「絵本の読み聞かせが育むもの」</p> <p>【講師】①俣野哲夫さん(茨木小学校区人権啓発推進協議会会長)②多本ゆき枝さん(NPO法人「絵本で子育て」センター・保育士)</p> <p>【場所】クリエイトセンター多目的ホール</p>	社会情勢や市民の皆様のニーズに合った内容であり、講演内容は高い評価を得られた。	地域での人権問題に取り組む実践報告を掘り起こし、継続して実施する。	継続して実施する。			

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法	再掲		
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	34	ローズWAM講座等の開催(再掲)	人権・男女共生課	(1)男女共同参画(ジェンダー平等)	<p>【目的】男女共同参画社会の実現をめざして、さまざまな機会を通して学習・啓発の充実を図る。</p> <p>【概要】各種講座を実施</p> <p>【実施日】4月～3月</p> <p>【対象者】市民</p> <p>【参加者】6,889人</p> <p>【テーマ】男女共同参画、女性活躍、暴力防止、ワークライフバランスほか</p> <p>【場所】男女共生センターローズWAM</p>	引き続きオンラインを併用することにより、参加者も増加し男女共同参画についての理解の促進を図ることができた。	おにクルとの棲み分けや協働など共に活性化する方策の実施を含め、いばらきジェンダー平等プランの目標を達成するための諸事業をさらに展開していく必要がある。	重点項目を中心により効果的な手法や内容を検討し実施していく。	1(1)① 人権啓発推進体制の確立	1(1)④ 就労の場における人権文化の醸成	
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	35	憲法月間記念講演会の開催(再掲)	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	<p>【目的】憲法第11条に定められた永久不可侵の基本的な人権について、市民の人権意識の高揚を図る。</p> <p>【概要】憲法月間(5月)に著名人を招き、人権に関するテーマで講演会を実施</p> <p>【実施日】5月18日</p> <p>【対象者】市民</p> <p>【参加者】会場入場175人、オンライン視聴回数延べ396回</p> <p>【テーマ】絵本でみんなに伝えたい！人権と平和への願い</p> <p>【講師】長谷川 義史さん(絵本作家)</p> <p>【場所】文化子育て複合施設おにクルきたしんホールとオンライン配信により実施</p>	会場入場とオンライン配信を実施した。講演内容は、子どもたちに大人気の絵本作家による、絵本に込めた人権や平和への思いや願いを、読み聞かせやライブペインティングで、親しみやすく伝えられ、講演内容とも子ども以外にも高い評価を得られた。	参加者の増のためには、啓発手法、テーマ設定、講師の選定等、総合的に検討することが必要となっている。	引き続き、啓発効果の高い手法及び内容等の検討が必要である。	1(1)① 人権啓発推進体制の確立		

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法	再掲
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	36	人権啓発講演会の開催(再掲)	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	<p>【目的】市民の人権意識の高揚と人権が尊重される社会の実現を図る。</p> <p>【概要】講師を招き、人権に関するテーマで講演会を実施</p> <p>(1)豊川いのち・愛・ゆめセンター 【実施日】①7月27日②12月14日③3月22日 【対象者】市民 【参加者】①16人②34人③3人 【テーマ】①自分らしくいられる場所 ユースプラザいばらきLOBBY ②あゆむのあゆみ～物語はつづやきから～③ジュニア防災リーダー養成講座 「防災クッキング」 【講師】①三野啓子(ユースプラザいばらきLOBBY代表)②井戸木明美(無認可作業所の頃から関わっている保護者)③平尾佳津子(一般社団法人災害食レシビ推進委員会) 【場所】豊川いのち・愛・ゆめセンター</p> <p>(2)沢良宜いのち・愛・ゆめセンター 【実施日】①1月23日②2月5日③2月21日 【対象者】市民 【参加者】①154人②117人③204人(現地聴講・後日録画配信含む) 【テーマ】①子どもの権利条約からの問いかけ～「子どものために」から「子どもとともに」へ②なぜ「もやもや」するのか、アイヌの話題から無意識の差別を考える③映画「かば」が伝える～時代が変わっても変わらないもの～ 【講師】①田中文字子(公益社団法人子ども情報研究センター代表理事)②北原モコットウナシ(北海道大学アイヌ・先住民研究センター教授)③河本貴弘(かばプロデューサー・監督) 【場所】沢良宜いのち・愛・ゆめセンター</p> <p>(3)総持寺いのち・愛・ゆめセンター 【実施日】①11月30日②12月14日③1月18日④2月22日⑤3月22日 【対象者】市民 【参加者】①8人②27人③20人④12人⑤17人 【テーマ】①身近にある人権問題から学ぶ②太鼓の中を見よう③共生のまちづくり④中城水平社創立の意味を考える⑤あいセンター開館50年を振り返る 【講師】①③大北規句雄(追手門学院大学・桃山学院大学非常勤講師)②北出 昭(太鼓屋「島村」・貝塚市人権協会会長)④朝治 武(大阪人権博物館館長)⑤関係者によるフリートーク 【場所】総持寺いのち・愛・ゆめセンター</p>	<p>(豊川) 令和5年度に引き続き令和6年度についても、豊川エリアの社会資源について、人権的な課題を含めて、紹介するというやり方で実施した。また、小学生が防災クッキングを学ぶことで支援者側として社会貢献を学ぶ場を提供できた。</p> <p>(沢良宜) 現地聴講と後日録画配信により多くの方に聴講いただくことができた。また、テーマも様々で、タイムリーな話題を取り上げたことで、聴講者の意識が非常に高く、質問もたくさん出て有意義なものとなった。市外からの参加者も多かった。</p> <p>(総持寺) 身近なテーマや地域でのつながり、またセンター開館から50周年に関する講座など、人権問題について幅広く、また理解しやすい連続講座を実施できた。地域の方等、センターに関わりのある方にも登壇いただいた。</p>	<p>旬な話題を取り入れたテーマを設定する等、常に人権に関するアンテナ感度を高める必要がある。 また、より多くの方に聴講いただくための周知等についてはまだまだ課題がある。</p>	<p>府内外問わず各種人権研修や講演会等に積極的に参加することで情報収集及び講師発掘を行う。 また、市のSNSをはじめ、広報活動を十分行えるよう計画的に事業を実施する。</p>	1(1)① 人権啓発推進体制の確立
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	37	認知症サポーター養成講座の実施	福祉総合相談課	(3)高齢者問題	<p>認知症への理解を深めるための普及・啓発を行った。 認知症サポーター養成講座 ・回数：41回 養成数：749人</p>	<p>地域住民や職域に加え、小高大学生向けの講座を開催し、認知症への理解を深めることができた。</p>	<p>各所からの開催依頼が減少しているが、活動できる講師の数が少なく、講座の積極的な周知・啓発が難しい。</p>	<p>活動できる講師を増やすために、昨年度に引き続きキャラバンメイトの活動支援を行う。 また、市関連施設での講座開催を支援し、市民の学習機会の確保と講座の周知に努める。</p>	

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法	再掲
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	38	障害者・高齢者虐待防止ネットワーク連絡会の開催	福祉総合相談課	(10)さまざまな人権問題	<p>【目的】 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第35条及び高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第16条の規定に基づき、関係機関の連携協力体制を整備することにより、養護者等による虐待の防止、養護者等による虐待を受けた障害者、高齢者の保護及び養護者に対する支援を推進すること。</p> <p>【連絡会】 【概要】 各機関の取組状況の報告と意見交換 【実施日】 7月4日 【対象者】 ネットワークを構成する関係機関 【参加者】 60人</p> <p>【研修会】 【概要】 虐待に関する知識習得 【実施日】 1月20日 【対象者】 ネットワークを構成する関係機関 【参加者】 127人 【テーマ】 虐待を未然に防ぐためのまちづくり 【講師】 武庫川女子大学 心理・社会福祉学部 社会福祉学科 教授 松端 克文 氏 【場所】 茨木市役所 南館10階大会議室</p>	<p>連絡会と研修会を通して、虐待防止に対する意識向上につながるのと同時に、虐待への対応方法を考えるだけではなく、虐待を未然に防ぐための方法も研修を通して考えるきっかけになったものと認識している。</p>	<p>連絡会の実施方法については、引き続き検討する必要がある。研修会については引き続き、虐待に関する知識向上のために実施する必要があるものと考えている。</p>	<p>連絡会については、他自治体の実施方法等を参考にしながら、検討する。</p>	2(2)② 庁内外の連携の推進
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	39	ゲートキーパー養成講座	健康づくり課	(10)さまざまな人権問題	<p>【目的】 悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげる「ゲートキーパー」を養成する。</p> <p>【概要】 ゲートキーパー養成講座を実施。</p> <p>【実施日、参加者、場所】 ①4月19日、16人、地域、②4月25日、80人、高校、③6月10日、18人、地域、④7月10日、128人、中学校、⑤7月9日、42人、大学、⑥8月22日、20人、地域、⑦9月30日、28人、社会福祉協議会、⑧11月12日、30人、地域、⑨11月18日、30人、地域、⑩11月23日、18人、地域、⑪11月25日、26名、地域、⑫12月17日、40人、市役所、⑬1月16日、30人、地域、⑭1月23日、170名、中学校、⑮2月17日、22名、大学、⑯2月17日、30名、地域、⑰2月21日、191名、中学校、⑱3月29日、27名、市民</p>	<p>地域、学校との連携を深め、開催件数が昨年度からさらに増えた。内容については、毎回事前に主催団体と話し合っって参加者のニーズに沿ったものになるよう工夫した。こども、若者に対しては、セルフケアやコミュニケーションのスキルに力点を置いた。</p>	<p>自殺の危機にある人にまず気づけるのは身近にいる人なので、市民の誰もがゲートキーパーの知識を持てるよう、養成講座を展開する必要がある。</p>	<p>各地区のセーフティネット会議や各学校等にゲートキーパー養成講座について周知する。</p>	
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	40	介護認定審査会委員研修会の実施	長寿介護課	(3)高齢者問題	<p>①大阪府が実施する研修会 【目的】 審査会委員の人権意識の向上を図る。 【概要】 新規委員研修会を実施 【実施日】 6月8日、7月8日～同年9月6日まで動画配信により研修 【対象者】 介護認定審査会委員 【参加者】 3人</p> <p>②茨木市が実施する研修会 【目的】 審査会委員の人権意識の向上を図る。 【概要】 現任研修会(全体会)を実施 【実施日】 3月24日～動画配信により研修 【対象者】 介護認定審査会委員 【参加者】 124人※令和4年度までは認定調査員の現任研修を兼ねていたが、令和5年度からは審査会委員のみを対象とした研修に変更</p>	<p>公平・公正な審査判定が行えるよう研修を実施した。 ②の研修の受講者を増やすため、令和5年度から、研修終了後の動画配信を実施した。令和6年度は動画配信での研修を行い、介護認定審査会委員124人に配信の通知を行った。</p>	<p>例年講演を依頼する講師が同じであり、新たな講師やテーマ設定が必要である。</p>	<p>効果的な開催方法を検討し実施する。</p>	

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法	再掲		
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	41	子育て支援課職員等研修会の実施	子育て支援課	(2)子ども・若者の問題	<p>【概要】各種研修の実施 【対象者】託児担当員、一時保育保育士、ファミリーサポートセンター会員、地域拠点事業スタッフ等 【目的】子育て支援に関わる職員等に対して、人権問題の正しい理解と認識を培い、意識の変革を促し、差別をなくす意欲と実践力を高める。 【実施日】7月3日(水)、10月17日(水) 【テーマ】こどもの人権・児童虐待予防(7/3)10名 発達障害児の理解と関わり方(10/17)15名 【参加人数】25人 【場所】茨木市文化・子育て複合施設おにクル</p>	平成29年度から、他の子育て支援事業の職員等と一時保育保育士の研修を合わせて実施しており、研修の実施は定着してきている。 令和2年度から地域子育て支援者研修の中で開催した。子育て支援に関わる職員として、人権意識の向上につながっている。	継続して実施する。				
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	42	保育所職員研修の実施	保育幼稚園総務課	(2)子ども・若者の問題	<p>【概要】人権保育研修 人権啓発推進を行った。 【対象】保育所(園)認定こども園、小規模保育所、全職員 【回数】3回 【参加者】179名 【内容】人権意識向上研修 【講師・テーマ】 新井 智尊「LGBTについて」 多本 ゆき枝「保護者の笑顔が子どもの笑顔に」 徳丸 ゆき子「貧困と虐待」</p>	子どもとの向き合い方について具体的に示されたことで、関わり方や考え方のヒントになったという声が多く挙がった。また専門的視点と保護者視点の両方を学べる機会となった。	実践的事例を基に、子どもや現場の状況に即したより具体的な内容を取り入れながら、保育士の資質向上に努める。	今後も保育所で抱えている課題等について、職員で共有・検討できるような研修会を実施する。			
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	43	保育所職員研修の実施②	保育幼稚園総務課	(2)子ども・若者の問題	<p>【概要】心理士研修 配慮のいる子どもの関わり方を研修する。 【対象】初任者職員 【回数】2回 【参加者】49人 【内容】検査場面や必要な援助、支援を知る</p>	検査のねらいや、子どもの見方について学ぶことができ、ロールプレイを通して保育士・保護者双方の思いを理解することができた。	心理士の巡回の中で発達検査を通してのカンファレンスの中から子どもとの向き合い方を活かしていく。	一人一人の児童を理解し、具体的に支援方法を学べる研修となるように努める。			
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	44	幼稚園園長・教員研修の実施	保育幼稚園総務課	(2)子ども・若者の問題	<p>【概要】発達に課題のある幼児理解や支援について市立幼稚園教員を対象に実施した。 【講師】藍野大学 医療保健学部 助教授 高畑 脩平 【参加者】55人</p>	集団生活において一人ひとりの姿に応じた適切な関わりや子どものやる気や自信につなげるための支援について作業療法の観点から学ぶことができた。	子どもや現場の状況に即したより具体的な内容を取り入れながら、教員の資質向上に努める。	今後も幼稚園で抱えている課題等について、職員で共有・検討できるような研修会を実施する。			
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	45	保育士、幼稚園教諭研修会の実施	保育幼稚園総務課	(2)子ども・若者の問題	<p>【概要】事故防止研修 事故はどうして起こるのかを学び事故を防止する方法についての研修を行う。 【対象】保育所(園)認定こども園、小規模保育所 全職員 【講師】大阪大学大学院人間科学研究安全行動学研究室 特任研究員 岡 真裕美 氏 【回数】1回 【参加者】76人</p>	事故に繋がるミスが発生するメカニズムを学び、保育所等で発生する事故を防止するための方法を学ぶことができた。	日々の活動や、保育環境など、具体的な内容を取り入れながら、保育士の資質向上に努める。	実際の事故やケガの記録などを参考にしながら、事故防止に努める。			
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	46	小学校調理員・幼・小・中学校園務員研修会の実施	教育政策課	(10)さまざまな人権問題	<p>【目的】人権問題についての認識を深め、人権尊重の意識を高める。 【概要】研修会の開催 「コミュニケーションの取り方について」 【実施日】8月7日(水) 【対象者】校園務員・調理員 【受講者】118人 【場所】男女共生センターローズWAM</p>	研修を通して、前向きな声掛けや自己受容がチームワークを向上させることを認識した。個々の職員が職場におけるコミュニケーションのあり方を再考し、自他の尊重と良好な人間関係の形成につなげることができた。	全職員が参加できるように研修日程について検討する。また、幅広い分野の人権問題のうち、効果的な研修テーマについて検討する。	研修内容について、受講者の興味関心や職場における活かし方をふまえて決定する。			

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法	再掲		
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	47	公民館における人権学習会の開催	社会教育振興課	(10)さまざまな人権問題	<p>【目的】市内各地域において、昨今の人権に関する問題の周知を図り、人権啓発を推進するため</p> <p>【概要】①「思春期の子どもたちに届けた絵本についての紹介」をテーマに、小学生とその保護者を対象とした講演会 ②「もう不登校で悩まない！おはなしワクチン」をテーマとした講演会 ③「人権落語：笑いでコミュニケーション 知らなかったではダメ！」をテーマとした講演会 ④児童養護施設「レバノンホーム」、及び安威小学校区内における人権啓発推進の概要について学ぶ講習会 ⑤「人権落語：笑いがつなぐ気づきと学び」をテーマに、笑うことの権利を、戦争や紛争で侵害されてしまう人々の実態について学ぶ講演会</p> <p>【実施日】①6月15日(土)、②9月28日(土)、③1月19日(日)、④2月5日(水)、⑤2月22日(土)</p> <p>【対象者】市民</p> <p>【参加者】346人(合計数)(①穂積150人、②沢池50人、③清溪50人、④安威31人、⑤郡山65人)</p> <p>【場所】①穂積小学校、②沢池コミュニティセンター、③清溪公民館、④安威公民館、⑤郡山公民館</p>	各地域において、人権に関するさまざまなテーマの講演会等が実施されたため、より多くの参加者と、人権にまつわる課題及びそれに対する解決策等について共有することができた。	地域住民の要望に沿った形で、各公民館において人権に関する講演会等を開催することにより、各地域課題の解決の一助となれるよう取り組む必要がある。	各公民館において、テーマや手法を工夫しながら、人権に関する学習会を積極的に実施していく。			
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	48	小中学校管理職人権教育研修の実施	学校教育推進課	(10)さまざまな人権問題	<p>【目的】校長・教頭の人権尊重の精神・意識を高める。</p> <p>【概要】校長人権教育研修・教頭人権教育研修</p> <p>【実施日】4月26日、5月24日</p> <p>【対象者】小中学校校長・教頭</p> <p>【テーマ】(校長)セクシュアル・ハラスメント(教頭)同和問題</p> <p>【講師】上出 仁美、橋本 和哉</p>	人権が尊重された学校づくり、人権教育の推進について管理職の意識を高めることができた。	経験年数の浅い管理職が増加傾向にあることから、継続的に人権に関する研修を行っていく必要がある。	担当指導主事が学校訪問等で管理職が課題と考えている個人人権課題の解決に向けた取り組みを把握し、ニーズに合った研修内容の充実をはかる。			
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	49	教職員研修会の開催	学校教育推進課	(10)さまざまな人権問題	<p>【目的】教職員の人権尊重の精神・意識の育成を図る。</p> <p>【概要】人権教育研修A、B、C、D</p> <p>【実施日】5月30日、6月6日、1月21日、2月14日</p> <p>【対象者】小中教職員</p> <p>【講師】播村 順平、加納 真由美、大澤 由英</p> <p>【場所】クリエイティブセンター</p>	同和問題、集団づくり、男女平等、在日外国人教育と様々な人権課題に係る研修を実施し、教職員の人権感覚を高めることができた。	参加者の意識は高いが、校内で推進していくためにどうしていくのか十分に進められていない。	参加者の意識を高めるだけでなく、各校での実践によりつながる研修内容を取り入れていく。			
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	50	人権教育冬季研究集会の開催	学校教育推進課	(10)さまざまな人権問題	<p>【目的】市内幼・小・中学校園における人権教育の取組を交流し、研究協議をすることで、実態課題を明らかにし、人権教育をより広げ深める。</p> <p>【概要】市内幼・小・中学校園における人権教育の取組の交流と研究討議</p> <p>【実施日】2月5日</p> <p>【対象者】幼小中教職員</p> <p>【場所】各校区人権ブロック内の学校</p>	市内幼・小・中学校における人権教育の取組を通して交流し、研究討議することで、各幼・小・中学校の取組みの達成状況を確認することができた。	教職員が参加できる時間帯を設定する必要がある。	参加者、共同研究者からのアンケートにより、その意見を研修会の内容等に反映する。	1(4)② 人権教育・啓発に関する調査・研究		

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法	再掲
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	51	新転任教職員研修の実施	学校教育推進課	(10)さまざまな人権問題	【目的】教職員の人権尊重の精神・意識の育成を図る。 【概要】新転任人権教育研修 【実施日】6月7日 【対象者】新転任教職員 【講師】市指導主事 【場所】ローズWAMファミホール	人権が尊重された学校づくり、人権教育の推進について教職員の意識を高めることができた。	会計年度職員への参加も呼びかけ、学校で子どもたちと関わる教職員が参加できる体制をつくる必要がある。	多くの教職員が参加できるように広い研修会場を設定するとともに、オンラインも合わせて行っていく。	
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	52	人権教育夏季研究集会の開催(再掲)	学校教育推進課	(10)さまざまな人権問題	【目的】教職員の人権尊重の精神・意識を高める。 【概要】人権教育夏季研究集会 【実施日】7月22日 【対象者】幼・小・中学校園教職員 【テーマ】「ウトロに生きる、ウトロで出会う」(ハイブリッド) 【講師】ウトロ平和祈念館 副館長 金 秀煥	人権が尊重された学校づくり、人権教育の推進について教職員の意識を高めることができた。	管理職も含めた教職員が参加できる体制をつくる必要がある。	多くの教職員が参加できるように広い研修会場を設定するとともに、オンラインも合わせて行っていく。	1(1)① 人権啓発推進体制の確立
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	53	人権教育研修会の実施	教育センター	(6)外国人問題	学校教育における在日外国人教育について識見を高めるとともに、児童生徒理解や学級経営の指導力の向上のための研修会を実施した。 【日時】8月7日 【参加者】11人 【講師】立命館大学 嘱託講師 山田 文乃 氏 【場所】茨木市教育センター	外国にルーツをもつ児童生徒や、教科学習における支援のあり方・学級経営・学校行事との重なりについて理解を深める研修となった。	在日外国人教育について、社会の状況を踏まえて内容や構成を工夫する。	継続して実施する。	
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	54	環境教育研修会の開催	教育センター	(10)さまざまな人権問題	茨木市の歴史・文化について 【日時】7月23日 【参加者】28人 【講師】市教育委員会指導主事 【場所】茨木市教育センター	茨木市の歴史や自然環境等について、初任者が様々な角度から学び、学級経営や授業づくりに活かすことができるよう理解を深める研修となった。	茨木市の状況を踏まえて内容や構成を工夫する。	継続して実施する。	
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	55	支援教育研修会の実施	教育センター	(4)障害者問題	【概要】支援教育についての理解を深めるとともに、指導力・組織力の向上を図るため、市内教職員を対象に支援教育研修を実施した。 【実施日】7月～8月 【実施回数】9回 【参加教職員】計581人 【場所】茨木市教育センター、大阪府立摂津支援学校	アドバイザーである梅花女子大学の伊丹教授と連携した研修を通して、市内の教職員が支援教育について学び理解を深めることができた。	茨木っ子プラン ミつくるの最重要課題として大阪府立摂津支援学校等との連携を継続し、取り組んでいく。	継続して実施する。	
1	(1)	④就労の場における人権文化の醸成	56	委託業者の社内人権研修の促進	総務課	(10)さまざまな人権問題	【目的】委託業者でのハラスメント防止研修の実施 【概要】2024年最新職場で起こるハラスメントの種類の解説 【実施日】7月17日(水)～19日(金)9:30～10:15、10:30～11:15 【対象者】委託業者従業員 【参加者】37人 【実施場所】おにクル会議室3	清掃・設備・受付など業務の枠を飛び越えた人が同時に受講することで様々な価値観を共有することができ、職場環境の改善に務めることができた。	昨年度は研修実施後に採用された従業員が多くその方々への共有を行う必要がある。	入社後に資料の共有など、情報の平坦化を図るほか、新規従業員が多い際は研修の回数を増やす。	

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法	再掲		
1	(1)	④就労の場における人権文化の醸成	57	指定管理者の社内人権研修の促進	政策企画課	(10)さまざまな人権問題	【目的】市施設を管理する指定管理者には高い人権意識が必要なことから、組織内での人権啓発を推進する。 【概要】業務仕様書(例)に職員への人権意識の向上を明記する。また、実施状況の報告を求め、確認する。なお、適切な対応がなされていない場合、市から指定管理者へ指摘または業務改善指示を行う。 【実施日】各施設随時 【対象者】本市指定管理者 【場所】各指定管理施設	実施状況の報告から、指定管理者社員(職員)への人権意識の向上や人権研修の実施など適切な対応が行われている。	指定管理者候補者選定委員会におけるモニタリングにおいて、適切な対応が行われているかを継続して確認する必要がある。				
1	(1)	④就労の場における人権文化の醸成	58	業務委託業者の社内人権研修の促進	契約検査課	(1)男女共同参画(ジェンダー平等)	業務の入札時に人権問題研修の実施状況を評価(加点)した。また、契約書(例)に人権啓発研修の実施を明記した。	市の業務を受託する業者職員には高い人権意識が必要なことから、引き続き人権啓発を促進する。	継続して実施する。				
1	(1)	④就労の場における人権文化の醸成	59	ローズWAM講座等の開催(再掲)	人権・男女共生課	(1)男女共同参画(ジェンダー平等)	【目的】男女共同参画社会の実現をめざして、さまざまな機会を通して学習・啓発の充実を図る。 【概要】各種講座を実施 【実施日】4月～3月 【対象者】市民 【参加者】6,889人 【テーマ】男女共同参画、女性活躍、暴力防止、ワークライフバランスほか 【場所】男女共生センターローズWAM	引き続きオンラインを併用することにより、参加者も増加し男女共同参画についての理解の促進を図ることができた。	おにクルとの棲み分けや協働など共に活性化する方策の実施を含め、いばらきジェンダー平等プランの目標を達成するための諸事業をさらに展開していく必要がある。	重点項目を中心により効果的な手法や内容を検討し実施していく。	1(1)① 人権啓発推進体制の確立	1(1)③ 人権に関する学習機会の提供	
1	(1)	④就労の場における人権文化の醸成	60	性の多様性に関する事業者向け啓発	人権・男女共生課	(9)性的マイノリティ(セクシュアル・マイノリティ)	【目的】市内事業者の性の多様性に関する理解促進を図る。 【概要】性の多様性に関する啓発冊子をもとに、市内事業所を対象に講師派遣型の研修を実施した。 市内事業所向けに、「LGBTQフレンドリー企業登録制度」を設けている。 【実施数】研修の実施：1回、登録件数：0件	市内事業所の理解促進を図ることができた。	企業側に研修受講や制度登録のメリットを伝えるなど周知方法の工夫が必要である。	周知方法を検討する。			
1	(1)	④就労の場における人権文化の醸成	61	障害者の手づくり作品展覧会の開催	障害福祉課	(4)障害者問題	障害者週間(12月3日～9日)にあわせて実施する障害福祉啓発イベント。障害福祉サービス等事業所による作品の展示及び自主製品等の販売を通じて、障害者の作品を紹介し障害者の生産活動や就労への意欲を高めることなどを目的とする。 【実施日】12月3日～12月6日 【場 所】おにクル1階オープンギャラリー、エントランス広場 【来場者数】3,274人	人権・男女共生課、障害福祉センターハートフル等でそれぞれ開催しているアート展と合同でイベントを開催した。	開催期間に休日を含めて、平日来場できない方にも来場できるようにできないか。	休日の開催ができるような運営方法の検討を関係機関と行っていく。			
1	(1)	④就労の場における人権文化の醸成	62	給食材料納入業者への啓発推進	保育幼稚園総務課	(2)子ども・若者の問題	【目的】給食材料等納入業者には高い人権意識が必要なことから、組織内での人権啓発を推進する。 【概要】保育に関する人権意識向上研修 【対象者】本市登録業者・委託業者	継続して実施することで、子どもの人権に関する理解を深めることに繋がっている。	より具体的な内容も取り入れながら、人権に関する意識を高めていく。	関係課と連携しながらわかりやすい表現を意識し、継続的に取り組む。			

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法	再掲
1	(1)	④就労の場における人権文化の醸成	63	就職差別撤廃月間啓発活動の実施	商工労政課	(10)さまざまな人権問題	<p>【目的】就職差別撤廃月間にあわせて、ハローワークや茨木地区人権推進企業連絡会と連携し、就職差別の撤廃を啓発することにより、意識の向上を図る。</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌、ホームページを活用し、就職差別撤廃の啓発を行った。 ・庁舎外壁に懸垂幕を掲示 ・就職差別撤廃啓発リーフレットを作成し、市内事業所へ配布した。 【配布数】1,100事業所 ・就職差別撤廃啓発街頭キャンペーンを実施した。 【実施日】6月3日 【場所】阪急茨木市駅、JR茨木駅 【参加者数】18人 ・人権問題企業研修会を実施した。 【実施日】6月28日 【テーマ】公正採用選考、企業向け助成金等について 【場所】茨木市文化・子育て複合施設おにクル 会議室2 【対象】市内の中小企業事業主、管理職、人事労務担当者 【参加者数】8人 	企業向け研修は、受講人数が少なかったが、街頭キャンペーンや広報媒体を活用し、効果的な啓発を効果的に行うことができた。	就職差別が依然なくならない現状において、裏アカ問題等、今日的な問題も生じていることから、引き続き就職差別撤廃について周知していく必要がある。	人権問題に関する情報収集に努め、市広報誌やホームページ等で情報提供していく。	
1	(1)	④就労の場における人権文化の醸成	64	労働講座の開催	商工労政課	(10)さまざまな人権問題	<p>【目的】労働問題や労使関係の安定を図り、誰もが働きやすい活力ある地域づくりに資する。</p> <p>【概要】本市を始めとした三島地域の4市1町が共同し、各地域において、最近の労働問題や労働関係法令等をわかりやすく解説する「働く人・雇用する人のためのお役立ちセミナー」を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茨木市開催 【テーマ】取組事例から学ぶ健康経営の必要性 【実施日】11月6日 【対象者】労働者、市民、企業関係者 【場所】茨木市文化・子育て複合施設おにクル 【参加者】67人（※4市1町実施の5回の合計） 	昨年度までの事業タイトル「ワークルールセミナー」を、法律関係のみの印象を払拭するため、親しみやすいタイトルに変更して実施した結果、各市町が多様なテーマを設定し、実施することができた。なお、本市では、取組事例から学ぶ健康経営の必要性について、受講者の健康経営への認識を深めることができた。	セミナーの費用対効果の観点等を鑑み、効果的な事業となっていないことから、各市町で協議の結果、令和6年度をもって事業廃止が決定している。		
1	(1)	④就労の場における人権文化の醸成	65	事業主への啓発推進	商工労政課	(10)さまざまな人権問題	<p>【目的】高齢者や障害者が活躍できる場の提供や雇用の啓発を行い、人権問題等理解を深める。</p> <p>【概要】6月の就職差別撤廃、9月の障害者雇用促進、10月の高齢者就業支援の啓発月間に、啓発リーフレットを作成し、各啓発月間に市内事業所合計3,300事業所へ送付した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公正採用選考への認識、障害者雇用の推進、労使関係の安定を目的としたセミナーを開催した。 【実施日】①人権問題企業研修会6月28日②障害者雇用支援セミナー9月20日③働く人・雇用する人のためのお役立ちセミナー11月6日 【参加者】①8人②13社③11人 【場所】①③おにクル②ハローワーク茨木 	人権問題企業研修会については、「公正な採用選考について」、働く人・雇用する人のためのお役立ちセミナーについては、「取組事例から学ぶ健康経営の必要性」をテーマとし、各セミナーの受講対象者が課題としているテーマを取り上げる工夫により、セミナーの実施目的が果たすことができたと考えている。	今後も継続して関係機関と連携し、リーフレットの作成、街頭キャンペーン、セミナー実施等により、事業主等への人権啓発を推進していく必要がある。		

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法	再掲	
1	(1)	④就労の場における人権文化の醸成	66	茨木地区人権推進企業連絡会への支援	商工労政課	(10)さまざまな人権問題	<p>【目的】公正採用選考人権啓発推進員制度の円滑な推進をはかり、従業員の人権啓発の充実と就職の機会均等に資する。</p> <p>【概要】推進員研修や、関係団体との連携・交流等により、企業における人権問題の解決、人権啓発に取り組む。</p> <p>【実施日】①推進員研修 5月23日他3回 ②新入社員・事業主・従業員研修 11月21日他2回</p> <p>【参加者】①41人 ②6人</p> <p>【場所】①福祉文化会館、摂津市商工会、オンライン配信 ②おにクル、沢良宜いのち・愛・ゆめセンター、オンライン配信</p>	茨木地区人権推進企業連絡会加入事業所では、公正採用選考人権啓発推進員を中心に、企業内研修に貸出用の研修DVDを活用している。今後も、企業内の人権啓発として、実地と、オンライン・DVDを併用した研修の推進を図る。	会員企業を増やすために、市内事業所への啓発を図っていく必要がある。	広報誌等による情報発信以外に、街頭キャンペーンの啓発物品による企業募集や窓口に来られた市内企業への個別の働きかけ等が必要である。		
1	(1)	④就労の場における人権文化の醸成	67	懸垂幕の掲出	商工労政課	(10)さまざまな人権問題	<p>【目的】雇用に関する啓発を行い、理解を深める。</p> <p>【概要】6月は就職差別、9月は障害者雇用、10月は高齢者雇用に関する記事を広報誌等に掲載するとともに、懸垂幕を掲出し、啓発を行った。</p>	公正採用選考や障害者雇用の促進等、雇用に関する事柄について、周知・啓発をすることができた。	今後も継続して実施し、啓発に努める。			
1	(1)	④就労の場における人権文化の醸成	68	市登録業者への人権啓発推進	商工労政課	(10)さまざまな人権問題	<p>【目的】公正採用選考や、障害者雇用、高齢者の雇用に関する理解促進を図る。雇用啓発を行い、理解を深める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職差別撤廃啓発街頭キャンペーンの実施 【実施日】6月3日 【場所】阪急茨木市駅、JR茨木駅 【参加者数】18人 ・公正採用選考への認識、障害者雇用の推進、労働問題・労使関係の安定等を目的としたセミナーの開催 【概要】①人権問題企業研修会(6月28日)②障害者雇用支援セミナー(9月20日)③働く人・雇用する人のためのお役立ちセミナー(11月6日) 【実施日】①6月28日②9月20日③11月6日 【参加者】①8人②13社③11人 【場所】①③茨木市文化・子育て複合施設おにクル②ハローワーク茨木 ・市内事業所への啓発リーフレットの作成、送付 【概要】6月に就職差別撤廃、9月に障害者雇用、10月に高齢者就業支援をテーマにした啓発リーフレットを作成し、市内事業所へ送付した。 【送付数】3,300事業所(1,100事業所×3回) 	各啓発月間に、実施目的を果たす事業ができたと考えている。	今後も継続して関係機関と連携し、リーフレットの作成、街頭キャンペーン、セミナー実施等により、事業主等への人権啓発を推進していく必要がある。			
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	69	「男女共生センターローズWAM事業概要」の発行(再掲)	人権・男女共生課	(1)男女共同参画(ジェンダー平等)	<p>【目的】男女共同参画計画に基づく実施事業をとりまとめ、今後の事業推進の資料とする。</p> <p>【概要】年間を通して、実施した講座や事業内容についてまとめた冊子を発行</p> <p>【種別】冊子 【発行月】6月 【発行部数】70部(ホームページにも掲載)</p>	男女共生センターローズWAM事業概要を作成し、関係団体などに配布するなど、男女共同参画に関する事業を広く市民に周知することができた。	いばらきジェンダー平等プランの目標達成に向けての進捗状況などが把握できるような表現の必要性がある。	いばらきジェンダー平等プランとの対比で進捗状況が把握できるように表現を工夫する。	1(1)①人権啓発推進体制の確立	

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法	再掲	
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	70	「男女共同参画計画実施状況報告書」の発行(再掲)	人権・男女共生課	(1)男女共同参画(ジェンダー平等)	男女共同参画計画に基づく「男女共同参画計画推進状況報告書」を作成し、公表した。 【発行数】70部 【送付先】関係課、関係機関、男女共同参画推進登録団体 【公表方法】市ホームページ、庁内ネットワーク「いこ@ねっと」	取組に対する評価と課題を各担当課で記載することによって、各課の事業の進捗状況が明確になった。	担当課によって意識の違いがあるため、今後も男女共同参画の視点の重要性について各課に働きかけていく必要がある。	今後も、効果的な働きかけについて研究していく。	1(1)① 人権啓発推進体制の確立	
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	71	懸垂幕の掲出	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	自殺予防週間・自殺予防月間において、市役所に懸垂幕を掲揚。	広く啓発活動を行うことができた。	継続して実施する。			
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	72	非核平和街頭啓発の実施	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	駅前での街頭啓発から、非核平和啓発ポスターを路線バス車内や市内各所に掲示する手法に変更し実施した。	一定期間、ポスターを掲示することができ、効果的な啓発を行うことができた。	継続して実施する。			
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	73	人権週間街頭啓発の実施	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	【目的】人権週間にあわせて、人権意識の高揚を訴えることにより意識の向上を図る。 【概要】啓発物品を配布 【実施日】12月2日 【場所】阪急茨木市駅前、JR茨木駅前 【参加者】31人	多くの方が啓発物品を受け取ってくださり、広く市民に啓発活動を行うことができた。 また、配りきれなかった啓発物品は、イベント等で配布するなどして活用した。	より効果的に啓発・周知を行うため、実施場所や時間帯を検討するとともに、街頭啓発以外のさまざまな場での啓発方法についても引き続き検討していく必要がある。	街頭啓発の実施場所や時間帯を含め、より効果的な実施方法について検討する。また、人権週間にあわせ、各施設や講演会等のイベント会場で啓発物品を設置・配布するなど、街頭啓発以外の啓発方法についても工夫しながら充実に努める。		
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	74	啓発紙「虹のひろば」の発行支援(再掲)	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	【目的】市民の人権意識の高揚を図る。 【概要】茨木市人権啓発推進協議会が身近な人権をテーマに、見やすい紙面に構成し発行する啓発紙の作成に協力した。自治会加盟世帯に回覧。 【種別】啓発紙 【発行日】2月15日 【発行部数】14,100部	本市人権啓発推進協議会結成50周年を記念し、振り返りやあゆみ、現在の取組を掲載した。その他タイムリーな記事のほか、人権作品や人権啓発推進協議会の活動等、地域で人権啓発をすすめる取組について掲載した。	社会情勢や時代のニーズに合った内容の検討等が必要である。	継続して実施する。	1(1)① 人権啓発推進体制の確立	

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	担当課	10の主要課題	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法	再掲
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	75	「地域情報誌(紙)」の発行(再掲)	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	<p>【目的】いのち・愛・ゆめセンターで実施する各種事業の周知や人権に関する情報を提供し、センターの利用促進及び人権啓発を推進する。</p> <p>(1)豊川いのち・愛・ゆめセンター ①「iセンターだより」 【発行部数】年2回、各4,850部【対象】豊川中学校区 ②地域情報誌「一歩豊川」 【発行部数】年2回、各4,850部【対象】豊川中学校区</p> <p>(2)沢良宜いのち・愛・ゆめセンター 「iセンターだより」 【発行部数】年4回、各7,500部【対象】主に葦原小学校区</p> <p>(3)総持寺いのち・愛・ゆめセンター ①「iセンターニュース」 【発行部数】年2回、各11,000部【対象】三島中学校区 ②地域情報誌「みしま」 【発行部数】年2回、各11,000部【対象】三島中学校区</p> <p>※令和6年度は、豊川・沢良宜・総持寺いのち・愛・ゆめセンター3館の50周年を記念してのリーフレット及び記念冊子の作成も行った。</p>	<p>カラー印刷や、漢字等にはふりがなを入れることを徹底し、誰にでも読みやすい誌面を心がけて作成した。(豊川)</p> <p>多くの人に手に取り読んでもらうため、文字が多くなり過ぎないように、写真や絵、図等で情報を発信するとともに、詳細情報は市HPから情報収集してもらえるようコードの掲載を多用した。また、館の紹介ムービーを作成したので、センターだよりに掲載し、より愛着を感じていただけるよう周知した。(沢良宜)</p> <p>カラー印刷に伴い色使いやレイアウトにも工夫を施し、興味を持って見ていただけるように作成した。(総持寺)</p>	各センターとも年4回の発行であるため、タイムリーな情報提供には限界があり、発行月を意識した事業計画が必要である。また、発行主体の自己満足にならないよう、地域情報を盛り込み、地域に密着した情報を発信できるようアンテナを張る必要がある。	参加者を募る事業等は発行月を見据えた事業計画を組むよう見直しを行っている。地域の各種団体等との連携を密にし、不断の情報交換を心掛けている。	1(1)② 人権教育の充実
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	76	懸垂幕の掲出(再掲)	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	<p>・人権・平和に関する啓発 「そのひと言 言い出す勇氣 とどまる勇氣」 「人権擁護宣言都市 茨木市」 「わがまちは非核平和で明るい暮らし」 ・男女共同参画に関する啓発 「男女共同参画社会をめざそう！」</p>	人権・平和に関する市の姿勢や考え方を多くの市民に周知・啓発することができた。	社会情勢や時代のニーズに合った内容の検討等が必要である。	継続して実施する。	1(1)① 人権啓発推進体制の確立
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	77	多文化共生支援事業	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	<p>多文化共生社会の醸成や居場所づくり、サポーターの育成等によって日本語学習機会の確保と多文化共生の推進を図るとともに、相談や支援が必要な外国人市民について、関係機関と連携し解決を図る。外国人市民への支援ノウハウを持ったNPO法人に委託して実施。</p> <p>【多文化交流サロン「ツドイツ(TSU・DO・IBA)」】 【概要】季節の行事やお祭り等、様々な文化に触れる交流会 【実施回数】23回 【参加人数】472人(うち外国人市民195人) 【場所】各いのち・愛・ゆめセンター等</p> <p>【オンライン交流会】 【概要】オンラインを活用した日本語学習会・交流会 【実施回数】10回 【参加人数】87人(うち外国人市民29人)</p> <p>【多文化交流フェスタ】 【概要】市内中心部等で実施する多文化共生に関する啓発イベント 【実施回数】10回 【参加人数】87人(うち外国人市民29人) 【場所】おにクル、立命館大学まちライブラリー等</p>	事業の開始から4年目となり、様々な広報活動のほか、市内小・中学校・高校、日本語教室、市内事業所等との連携により、参加される日本人、外国人市民が多くなっている。外国人市民等が、安心して活動できる場となるとともに、日本語教室や市の相談窓口等、様々な関係機関につながる場となっている。	外国人市民への周知がまだまだ不足している。日本人に比べて、外国人市民の参加がまだまだ少ない。	引き続き、広報活動に取り組むとともに、外国人市民自らが事業を企画、実施できるよう取り組む。	

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法	再掲	
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	78	社会を明るくする運動「市民大会」の開催	地域福祉課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕 広く市民に対して、非行や犯罪のない明るい社会の実現をめざして啓発を図る。 〔概要〕 「更生保護の日」である7月1日からの1か月を強調月間とする取組みとして、啓発イベントを実施 〔実施日〕 7月20日(土) 〔対象者〕 どなたでも 〔参加者〕 630人 〔場所〕 おにクル1階オープンギャラリー、きたしんホール	市民の人権に関する理解が向上した。	継続して実施する。			
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	79	茨木地区更生保護女性会研修会の開催	地域福祉課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕 会員相互が連携を深めるとともに、研修を通じて知識・技能の向上を図る。 〔概要〕 研修会等を通じて、会員の知識・技能の向上を図る。	更生会会員の人権に関する理解が向上した。	継続して実施する。			
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	80	茨木市民生委員児童委員協議会研修会の開催	地域福祉課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕 委員相互が連携を深めるとともに、研修を通じて知識・技能の向上を図る。 〔概要〕 研修会等を通じて、委員の知識・技能の向上を図る。	民生委員・児童委員の人権に関する理解が向上した。	継続して実施する。			
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	81	(社福)茨木市社会福祉協議会研修会の開催	地域福祉課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕 誰もが安心して暮らせるまちをつくるため、地域社会の福祉の増進を図る。 〔概要〕 研修会等を通じて、事業従事者等の知識・技能の向上を図った。 権利擁護相談センター「いばらき」を開設し、権利擁護の啓発や支援が必要な方と直接対応する機関等と連携を深めた。 ・意思決定支援の基礎知識を習得するための職員研修を開催した。 ・判断能力が低下し、支援が必要な方の権利を守るために、成年後見制度等の研修を実施した。 ・小学校、住民、団体に対して、福祉教育を実施した。	茨木市社会福祉協議会職員の人権に関する理解が向上した。 権利擁護に関する連携を深めることができた。	様々な人権問題を意識し、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりに取組む必要がある。	職員や関係機関等に対して、権利擁護や人権に関する研修を今後も定期的に実施する。		
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	82	茨木地区保護司会研修会の開催	地域福祉課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕 保護司相互が連携を深めるとともに、研修を通じて知識・技能の向上を図る。 〔概要〕 研修会等を通じて、保護司の知識・技能の向上を図る。	保護司会会員の人権に関する理解が向上した。	継続して実施する。			
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	83	懸垂幕の掲出	地域福祉課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕 各種媒体を利用した効果的な啓発により人権意識の向上を図る。 〔概要〕 本庁庁舎壁面を利用した各種懸垂幕により啓発に努める。 ・社会を明るくする運動の啓発 「社会を明るくする運動強調月間」	市民の人権に関する理解が向上した。	継続して実施する。			
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	84	懸垂幕の掲出	福祉総合相談課	(10)さまざまな人権問題	世界アルツハイマー月間にあわせて、認知症の取組みについて啓発するため、懸垂幕を掲出した。 〔掲出期間〕 9月1日～9月30日 〔設置場所〕 本館東 〔内容〕 認知症その人らしさをみんなでサポートみんながやさしい街いばらき	多くの市民の目に触れ、啓発することができた。	認知症の人や家族が安心して地域で生活するために、市民の認知症に対する関心や知識を深めてもらうための取り組みが必要である。	今後も継続して実施する。		

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法	再掲
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	85	懸垂幕の掲出	障害福祉課	(4)障害者問題	12月3日から9日の間、障害者福祉に関する啓発として懸垂幕を掲出【内容】「12月3日～9日は障害者週間“共に生きる社会をめざして”」	多くの市民が懸垂幕を目にすることにより、障害者福祉についての関心と理解を深めるための啓発に繋がった。	引き続き、継続的に取り組む。	引き続き、継続的に取り組む。	
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	86	懸垂幕の掲出	子育て支援課	(2)子ども・若者の問題	11月からの1か月間、オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン期間を周知する懸垂幕を市庁舎に掲出した。	市庁舎に掲出することで、市民、関係団体、市職員等に、関心と理解を得られる機会の提供を行うことができた。	今後も啓発事業の一環として実施する。		
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	87	懸垂幕の掲出	社会教育振興課	(2)子ども・若者の問題	懸垂幕の掲出を行い、青少年健全育成強調月間の周知を実施した。【実施日】11月1日～30日	懸垂幕の掲出に加え、様々な媒体で青少年を対象とした各種活動・行事等を周知することができた。	青少年健全育成運動の効果的な啓発に向け、各種イベントへの啓発キャラクターの貸出やSNSの活用など新たな方策を検討する。	魅力あるHPの作成やSNS、啓発キャラクターの貸出、イベント時のリーフレット配布等を通じ、青少年健全育成を促す。	
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	88	民間団体等への人権教育・啓発	人権・男女共生課(関係各課)	(10)さまざまな人権問題	【目的】民間のあらゆる部門における人権教育・啓発の取組を促す。【概要】講師の派遣・紹介や研修教材の提供等を支援する。	講師派遣等することで、人権教育・啓発の取組を支援することができた。	継続して実施する。		
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	89	虐待防止の啓発	子育て支援課 人権・男女共生課 福祉総合相談課	(10)さまざまな人権問題	街頭啓発キャンペーンに代わり、市内を走行する路線バスに、児童虐待防止等についての広告を掲出して、啓発の推進を行った。 【目的】児童、女性、障害者、高齢者への虐待・暴力の根絶に向けて市民の気づきや理解の促進を図るとともに、相談窓口の周知と通報の協力を得る。 【概要】市内を走行する路線バスの車両側面に虐待防止啓発のラッピングを行った。 【実施日】4月1日～3月31日 近鉄バス・阪急バス 各1台	年間を通じて路線バスに啓発内容を掲載したことにより、多くの市民の目に触れる機会が増え、効果的であると考えられる。期間を問わず幅広い市民に啓発することができた。	どのくらいの人に啓発できているのか、件数が把握できない。ラッピングバス以外にも効果的な啓発方法がないか研究が必要である。	今後も継続して実施するとともに、他の啓発方法についても検討する。	
1	(1)	⑥家庭における人権教育の推進	90	家庭教育学級の開設	社会教育振興課	(10)さまざまな人権問題	児童の保護者が家庭教育の重要性を認識し、子どもの育成に必要な知識と技術について学習し、家庭の教育力の向上を図るため、市内各小学校校区に学級(10学級)を開設した。「人権」「親学習」等を学習項目として、年間を通じて自主的に学習や情報交換等の活動を行った。 【実施日】5月～2月 【参加者】延べ142人	令和6年度から従来の事業委託形式の見直しを図るなど、参加者負担軽減の取り組みを行った。	負担軽減の取り組みを行っているが、参加者数は減少している。	社会的課題を踏まえた学習機会の提供に努めるとともに、保護者の自主性に依存した従来型事業の継続は今後より困難になることを見込み、新たな実施手法を検討していく。	1(3)① NPO・地域団体等の支援
1	(1)	⑥家庭における人権教育の推進	91	乳幼児発達療育相談(乳幼児療育発達相談事業)	発達支援課	(2)子ども・若者の問題	ことばが遅い等、発達が気になる子どもの相談窓口として、電話、面接相談を火曜日から土曜日まで実施。心理判定員、保育士が対応している。電話が84件、面談が91件、メールが4件あった。	健診後だけでなく、保護者自身が子どもの発達について不安を抱えられ面談で相談されるケースも増えてきており、相談の場としては有効な事業であった。関係機関との連携を図り、ニーズや相談内容に応じた適切な対応もできた。	今後も保護者の思いに寄り添い、児にとっての適切な助言をすることも早期療育への理解を深め、子育てに向き合っていただけという取り組み。		2(2)① 人権にかかわる相談窓口の整備

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法	再掲		
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	92	人権問題研修の実施	人事課	(10)さまざまな人権問題	<p>〔目的〕豊かな人権感覚が求められる市職員として、特に必要と考えられる人権問題に関する本質的な認識を深め、日常においても人権の視点に立った職務遂行に必要な人権感覚と知識水準の向上を図る。</p> <p>〔概要〕全職員を対象とした人権問題研修を毎年実施し、職員は3年に1回、興味あるテーマの研修を受講している。特に近年は、高齢者・こどもの人権、パワーハラスメント、男女共同参画社会の構築、自殺問題等、できる限り研修内容の選択肢を広げ、各職員自らの自己啓発意欲向上に資することができるよう工夫を凝らしている。なお、令和6年度については、令和5年度に引き続き、一部研修を除き、動画視聴によるeラーニング研修とした。</p> <p>〔実施日〕12月13日～3月13日</p> <p>〔対象者〕全職員</p> <p>〔参加者〕680人（のべ人数）</p> <p>〔テーマ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性的マイノリティと人権 ・自殺防止のために ・障害のある人への差別 ・外国人と人権 ・インターネット上の部落差別（対面で実施） ・こどもの人権（対面で実施） <p>〔場所〕自席等でのeラーニング、南館10会大会議室、合同庁舎6階会議室</p>	人権問題研修を毎年実施しており、職員の定期的受講により、人権意識の向上につながっている。	各職員の研修受講意欲向上を図るため、開催時期やテーマ等の見直しを検討する。	課題を検討し、継続して実施する。			
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	93	階層別研修の実施	人事課	(10)さまざまな人権問題	<p>〔目的〕新任係長級職員として、様々な人権問題についての認識を深めるとともに、行政に携わる者としての強い使命感を養い、さらに、人権の視点に立った職務の遂行と部下の育成に資する。</p> <p>〔概要〕ハラスメントについての講義</p> <p>〔実施日〕8月5日</p> <p>〔対象者〕新任係長級職員</p> <p>〔参加者〕26人</p> <p>〔テーマ〕ハラスメントのない職場づくりにむけて</p> <p>〔講師〕人権・男女共生課職員</p> <p>〔場所〕市役所</p>	新任係長級を対象に毎年実施しており、管理職となる初年度に人権問題について再認識することは、今後の職務遂行等につながるものと考えられる。	各職員の研修受講意欲向上を図るため、開催時期やテーマ等の見直しを検討する。	課題を検討し、継続して実施する。			

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法	再掲
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	94	新規採用予定職員の事前研修の実施	人事課	(10)さまざまな人権問題	<p>〔目的〕 人権問題を正しく理解し、民主的な社会の実現のために努力する自覚と責任感の涵養を図る。</p> <p>〔概要〕 障害者、男女共生、在日外国人、同和問題など様々な人権問題の現状を知り、それらの課題を自分の身の周りのものへと引き寄せて考えることによって、人権問題を正しく理解するとともに、身近なものとする感覚を養い、市職員として必要な人権知識・感覚の涵養を図る。</p> <p>〔テーマ〕 人権問題研修 〔講師〕 人権・男女共生課職員 〔場所〕 市役所</p> <p>新規採用職員研修 〔実施日〕 4月3日 〔対象者〕 新規採用職員 〔参加者〕 41人</p> <p>新規採用予定職員事前研修 〔実施日〕 3月5日 〔対象者〕 新規採用予定職員 〔参加者〕 40人</p>	新規採用予定者にも研修を実施することで、公務員として必要な人権知識と感覚の修得につながるものと考ええる。	各職員の研修受講意欲向上を図るため、開催時期やテーマ等の見直しを検討する。	課題を検討し、継続して実施する。	
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	95	会計年度任用職員研修の実施	人事課	(10)さまざまな人権問題	<p>〔目的〕 豊かな人権感覚が求められる市職員として、特に必要と考えられる人権問題に関する本質的な認識を深め、日常においても人権の視点に立った職務遂行に必要な人権感覚と知識水準の向上を図る。</p> <p>〔概要〕 人権問題研修や各研修会・講演会に職員と共に参加</p>	人権問題研修を実施することで、人権意識の向上につながっている。	各職員の研修受講意欲向上を図るため、開催時期やテーマ等の見直しを検討する。	課題を検討し、継続して実施する。	
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	96	職場内研修の実施	人事課	(10)さまざまな人権問題	<p>〔目的〕 各職場において職員の意識改革を促し、職員一人ひとりの高い問題意識を育成する。</p> <p>〔概要〕 職場共通の課題を抽出し、全員で課題解決に取り組む意欲や職場の連帯感の高揚を図る。</p> <p>〔実施日〕 4月～3月 〔対象者〕 職場単位 〔参加者〕 3666人 〔場所〕 各課会議室等</p>	参加者の人権問題に対する理解と認識を深めることができた。	職場主催研修の活性化を図るため、庁内版出版前講座メニューの整備や各職場でのOJTに対する意識向上に努める。	課題を検討し、継続して実施する。	
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	97	部落解放・人権夏期講座への派遣	人事課	(10)さまざまな人権問題	<p>〔目的〕 同和問題をはじめとする人権問題に対する理解と認識を深め、人権の視点に立った行政遂行に資する。</p> <p>〔概要〕 全国的な研究会等への派遣。令和6年度は対面とオンラインによる実施。</p> <p>〔実施日〕 8月22日～8月23日(対面)、9月3日～9月30日(eラーニング) 〔参加者〕 3人 〔場所〕 自席でのeラーニング、高野山大学</p>	参加者の人権問題に対する理解と認識を深めることができた。	各職員の研修受講意欲向上を図るため、講座内容や参加者所感を周知する機会を検討する。	課題を検討し、継続して実施する。	
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	98	市等主催の研修会・講演会への参加	人事課	(10)さまざまな人権問題	<p>〔目的〕 同和問題をはじめとする人権問題に対する理解と認識を深め、人権の視点に立った行政遂行に資する。</p> <p>〔概要〕 市等が主催する各種研修会・講演会に職員研修として実施するかどうかを適宜検討する。</p>	人権問題に対する理解と認識を深めるため職員の参加を促す。	各職員の研修受講意欲向上を図るため、講座内容や参加者所感を周知する機会を検討する。	課題を検討し、継続して実施する。	

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法	再掲
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	99	部落解放・人権大学講座への派遣	人事課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕体系的な人権研修、啓発を企画できる立案者、指導者を養成する。 〔概要〕部落解放・人権大学講座への派遣。令和6年度は集合型研修とオンライン研修の複合型方式で実施。 〔実施日〕7月～1月(24日間) 〔対象者〕職員 〔参加者〕1人 〔場所〕①AIAIおおさか(大阪市港区)他(一部フィールドワークあり)、②自席でのeラーニング	事業の目的につながる効果が得られるものと考えている。	各職員の研修受講意欲向上を図るため、講座内容や参加者所感を周知する機会を検討する。	課題を検討し、継続して実施する。	
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	100	障害者差別解消法推進研修の実施	人事課	(4)障害者問題	〔目的〕障害者差別解消法の内容の理解を深め、行政に求められる合理的配慮等について学習し、知識・技能の向上を図る。 〔概要〕障害者差別解消法で求められることや合理的配慮についての講義。なお、令和6年度については、令和5年度に引き続き、一部eラーニング研修とした。 〔実施日〕①1月22日 ②1月10日～3月7日 〔対象者〕①新規採用職員 ②新任課長級職員、新任係長級職員等 〔参加者〕①40人 ②41人 〔テーマ〕①障害者理解について ②障がい者差別解消推進動画(大分県作成) 〔場所〕①市役所 ②自席でのeラーニング	参加者の障害者差別に対する理解と認識を深めることができた。	各職員の研修受講意欲向上を図るため、開催時期やテーマ等の見直しを検討する。	課題を検討し、継続して実施する。	
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	101	ファシリテーター養成講座の開催支援	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	実施せず。	コロナ禍以前からの参加状況等を勘案し実施せず。	コロナ禍以前から参加者が減少している。	人材育成につながるような講座について検討が必要である。	
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	102	人権啓発リーダー養成講座の開催支援	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	実施せず。	コロナ禍以前からの参加状況等を勘案し実施せず。	コロナ禍以前から参加者が減少している。	人材育成につながるような講座について検討が必要である。	
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	103	全国隣保館職員近畿ブロック研修会への参加	人権・男女共生課	(5)部落差別(同和問題)	〔目的〕隣保館の運営等に関する情報交換を行い、知識を深め、職員の知識・技能の向上を図る。さらに、今後の国の政策や隣保館のあり方等についての情報を得る。 〔概要〕全国的な研究会等への参加 〔実施日〕11月29日 〔参加者〕3人 〔場所〕解放県民センター「光荘」	近畿他府県の状況について、情報交換・交流等を行うことにより、隣保館運営に関する職員の知識・技能の向上につながった。また、研修会はテーマ別に開催され、各館、それぞれ関心のある研修会に参加し、知識を広げることができた。今後の業務の参考になった。	職員の知識・技能の向上、また人的ネットワークの充実を図る必要がある。	今後も参加し、他館との交流及び情報交換等に取り組むとともに、常に課題意識を持ち、積極的に研修等に参加する。	
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	104	生活保護現業員研修会の実施	生活福祉課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕人権が尊重される社会の実現にかかわりの深い生活保護現業員を中心に、法律関係、医学関係など専門的な認識を深め、職員の知識・技能の向上を図る。 〔概要〕専門家を招いて研修会を実施 〔実施日〕12月17日(火) 〔対象者〕生活福祉課職員 〔参加者〕40人 〔テーマ〕ゲートキーパー養成講座 〔講師〕健康づくり課職員	専門家による研修会を実施することにより、対象者に対する人権意識の向上につながった。	職員の数も多く、例年人事異動での現業員の入れ替わりがあるため、人権意識の定着を継続して図っていく必要がある。	今後も定期的に外部の専門家・有識者の見識や知識を習得する機会を設け、人権意識の高揚及び定着を継続して図っていく。	

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法	再掲	
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	105	点字講習会の開催	障害福祉課	(4)障害者問題	令和6年4月から令和7年3月の間、各月2回ずつ講習会を実施。(年間24回)	各回初級・中級に分けて実施することで、個人の習熟度に合わせた講座となった。	引き続き、継続的に取り組む。	引き続き、継続的に取り組む。		
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	106	手話奉仕員ステップアップ講座の開催	障害福祉課	(4)障害者問題	手話奉仕員養成講座修了者が手話技術を高めステップアップするため 【実施日】5月～11月、週1回、全26回×2 【対象者】手話奉仕員養成講座修了者 【参加者】47人 【講師】茨木市聴力障害者協会 【場所】障害福祉センターハートフル	手話技術の向上を目指す方のステップアップの講座として開催。大阪府が開催する手話通訳者養成講座につながる役割も果たしている。	対象の枠を広げたことで、参加者が増えた。継続して実施していく。			
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	107	手話奉仕員養成講座の開催	障害福祉課	(4)障害者問題	聴覚障害者のコミュニケーションの円滑化を図るため、手話奉仕員を養成する講習会を開催。 【実施日】4月～2月、週1回、全41回×2 【対象者】市民 【参加者】66人 【テーマ】手話の基本的技術、聴覚障害者福祉 【講師】茨木市聴力障害者協会 【場所】障害福祉センターハートフル	手話の講座に興味はあるが、学習を講座修了以降も継続しようとする人が少ない。また、受講者の年齢層が高くなっている。	周知方法の工夫により若い受講者も増えてきたので、今後も周知をしていく。	市内大学にチラシを置くなど周知方法を工夫するとともに、申請方法をwebで行うことで手軽に申し込めるようにする。		
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	108	音訳講習会の開催	障害福祉課	(4)障害者問題	視覚障害者のコミュニケーション支援のため、音訳ができる人材を養成する講習会を開催。 【実施日】9月～10月 【対象者】市民 【参加者】6名 【テーマ】音訳の基礎技術 【講師】西浦 純子氏 【場所】障害福祉センターハートフル	講習会後も音訳ボランティアとして活動されている。	昨年度よりも参加者が少なかった。	改めて講習会の周知を行う。		
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	109	全国人権保育研究集会への参加	保育幼稚園総務課	(2)子ども・若者の問題	【目的】保育所・幼稚園・認定こども園・地域・家庭すべてを反差別・人権の視点で点検し、子どもの人権を尊重する保育内容の実施に努める。 【実施日】10月26日～27日 【参加者】待機児童保育室長1名 【場所】徳島県徳島市	人権保育の推進に必要な多くの知識や技能を実践から学ぶことができた。	今後も参加し、人権保育の推進のための知識・技能の習得に努める。	引き続き参加し、人権保育の推進のための知識や技能の習得に努める。		
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	110	キャンプカウンセラー研修の実施	社会教育振興課	(10)さまざまな人権問題	【目的】多くの青少年と関わりをもつため 【概要】現代の子どもについての理解 学校教育推進課 山本拓範指導主事 【実施日】3月25日(火) 【対象者】キャンプカウンセラー 【参加者】37人 【場所】茨木市立上中条青少年センター	キャンプカウンセラーが様々な子ども達と関わるために個人や特性について必要な情報を提供することができた。	社会情勢は日々変化するため、多様な人権に関する意識啓発に努めていく必要がある。	引き続き、様々な手法でキャンプカウンセラーへの人権学習を継続していく。		

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法	再掲
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	111	音訳・点訳ボランティアの養成講座の開催	中央図書館	(4)障害者問題	活字による読書が困難な市民に録音図書を提供するため、音訳ボランティアを新しく募集する下記入門講習会を開催した。 音訳ボランティア入門講習会 【開催月】7月～10月(11回) 【参加者】24人 【講師】(社福)日本ライトハウス派遣講師、安田知博氏 【場所】中央図書館 活字による読書が困難な市民に録音図書を提供するため、下記講習会を開催した。 音訳ボランティア技術研修講習会 【開催月】9月～3月(5回) 【参加者】47人 【講師】(社福)日本ライトハウス派遣講師、安田知博氏 【場所】中央図書館	講習会を開催することにより、既存のボランティアには更なる技術向上に、新規ボランティアには基本技術の向上に努めた。	継続して、講習会等を開催し、ボランティアの技術向上に努めるとともに不安や疑問解消の場を設ける必要がある。 また、高齢等を理由にベテラン会員が辞める傾向のため、継続的かつ円滑な運営を行うためにも、今後も新人募集・育成をし、各技術を継承していく必要がある。	今後も継続して基礎から応用までの講習会を開催することで、ボランティアの技術向上に努める。	
1	(2)	②当事者グループの支援と協働	112	茨木市老人クラブ連合会研修会の実施	地域福祉課	(10)さまざまな人権問題	【目的】会員相互が連携を深めるとともに、研修を通じて知識・技能の向上を図る。 【概要】研修会等を通じて、会員の知識・技能の向上を図る。 【実施日】10月17日(木) 【対象者】老人クラブ連合会会員 【参加者】70人 【場所】おにクル	老人クラブ会員の人権に関する理解が向上した。	継続して実施する。		
1	(2)	②当事者グループの支援と協働	113	学童保育指導員研修の開催	学童保育課	(2)子ども・若者の問題	【目的】学童保育指導員の知識・技能の向上 【概要】こどもたちが社会を生きる力を育むためどのような取組を行っていくか 【実施日】6月25日(火) 【対象者】学童保育指導員 【参加者】185名 【テーマ】「これからの社会を生きる力を育む」 【講師】大池輝暢(茨木市学校教育推進課参事)、福山有子(茨木市教育センター所長代理) 【場所】茨木市役所南館8階中会議室	児童の非認知能力に着眼して、これからの社会を生きる力を育むために、学童保育室で取組んでいく視点を深めることができた。	指導員間の経験値の違いがあるため、研修内容、講師の選定などの検討が必要である。	指導員の経験値を踏まえた研修内容や学習会等の育成計画を行っていく。	
1	(2)	③自ら学び、行動する消費者市民の育成	114	消費者月間記念講演会の開催	市民生活相談課	(10)さまざまな人権問題	【目的】広く市民に対して、日常生活を営むうえで起こりうる消費者問題に関する理解を深め、消費者の自立を支援する。 【概要】消費者月間(5月)に、消費者問題に関するテーマで記念講演会を実施 【実施日】5月10日(金) 【対象者】市民 【参加者】会場86人、オンライン配信86名 【テーマ】「詐欺・悪質商法にだまされないために」 【講師】多田 文明氏 【会場】男女共生センターローズWAM	近年問題となっている多種多様な詐欺や悪質商法に対する理解を深め、参加者が悪質な取引から自分を守るための知識とスキルを身につける機会を提供した。また、来場できない市民もオンライン配信で参加でき、より多くの方々に対して啓発を行うことができた。	社会情勢を考慮し、テーマや内容はもちろんのこと、実施方法についても検討する。		

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法	再掲	
1	(2)	③自ら学び、行動する消費者市民の育成	115	消費生活啓発講座・講習会の開催	市民生活相談課	(10)さまざまな人権問題	<p>【目的】消費者意識を高め、正しい知識や情報を提供することにより消費者の自立を支援する。</p> <p>【概要】出前講座、セミナー、パネル展示等により各種啓発講座を実施【実施日】出前講座(29か所)セミナー(2月22, 26日 3月12日, 14日, 21日)</p> <p>【対象者】市民</p> <p>【参加者】延べ 2,964人</p> <p>【テーマ】悪質商法などから身を守るために 他</p> <p>【場所】市民総合センター他</p>	依頼先の要望に応じ、特殊詐欺やスマートフォンの活用方法に関する内容を盛り込んだ出前講座やセミナーを実施しました。これらにより、市内の各地域において子どもから高齢者までの幅広い世代に対して啓発活動を行い、各世代に主体的な学びの場を提供することができました。	各世代のニーズを正確に把握し、実施方法や内容を検討しながら進める必要があります。			
1	(2)	③自ら学び、行動する消費者市民の育成	116	消費生活展の開催	市民生活相談課	(10)さまざまな人権問題	<p>【目的】最新の情報を広く市民に知らせ、市民とともに「よりよい暮らしを求めて」消費者問題を考え、被害を未然に防ぎ、自立できる消費者であるための足がかりをつくる。また、消費者団体の交流・活動の場とする。</p> <p>【概要】会場開催のほか、特設サイトによるオンライン開催も併せて行い、講演会、ゲーム、パネル展示、クイズ&アンケートなどを実施【実施日】会場開催11月23日 オンライン開催11月1日~29日</p> <p>【対象者】市民</p> <p>【参加者】会場開催250人 特別講演会88人 オンライン開催1,991アクセス</p> <p>【テーマ】知ってビックリ!カラダにおいしい野菜学!</p>	前年度に引き続き、会場での開催とオンラインでの開催を併せて実施いたしました。いずれの形式にも多くの方々にご参加いただき、効果的な周知および啓発活動を実施することができました。	引き続き社会情勢やニーズを踏まえながら、会場及びオンラインの両開催の検討を行います。			
1	(3)	①NP O・地域団体等の支援	117	地区人権啓発推進委員会の結成及び促進	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	<p>【目的】地域に根づいた草の根の人権啓発のために地区人権啓発推進委員会を結成。</p> <p>【概要】茨木市人権啓発推進協議会役員とともに未結成校区の小学校等を訪問し、委員会の結成等を依頼</p> <p>31校区目の地区人権委が発足。</p>	未結成校区へ引き続き、委員会の結成等を依頼するとともに、結成済みの委員会へ活動の促進に向けて働きかけができた。	残り1校区において結成を行うこと。また、結成済みの委員会でもそれぞれの事情で活動が行えていないところもある。	すべての小学校区での結成と活動の促進に向け、継続して支援する。		
1	(3)	①NP O・地域団体等の支援	118	地区人権啓発推進委員会の活動支援	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	<p>【目的】地域での活動の紹介や情報交換を通して、人権草の根組織間の連携を図る。</p> <p>【概要】市人権啓発推進協議会と31地区人権啓発推進委員会との交流に協力。</p> <p>【実施日】2月8日</p> <p>【対象者】各地区人権啓発推進委員会</p> <p>【参加者】30人</p> <p>【場所】ローズWAM 501・502号室</p>	アサーションによる心地よいコミュニケーションを図るための研修を受講していただき、その後、意見交流や情報共有により、交流を図ることができた。	結成済みの委員会でもそれぞれの事情で活動が行えていないところもある。	各地区人権啓発推進委員会の活動の促進に向け、継続して支援する。		

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法	再掲
1	(3)	①NP O・地域 団体等の 支援	119	茨木市子ども 会育成連絡協 議会への支援	社会教育 振興課	(2)子ど も・若者 の問題	子ども会育成者相互の連絡を密にするとともに、茨木市内の子ども会の自主的活動を振興し、心身ともに健全な子どもの育成と福祉の増進を図ることを目的とする子ども会育成連絡協議会を支援した。	子ども会活動の活性化に繋がるよう、市主催事業の参加要件を見直しを図った。	子ども会加入率や子ども会数の減少に伴い、単位子ども会の育成者が減少しつつある。	子ども会及び子ども会育成者間の連絡協調や子ども会活動の維持を図るため、引き続き茨木市子ども会育成連絡協議会を支援する。	
1	(3)	①NP O・地域 団体等の 支援	120	茨木市青少年 健全育成運動 協議会への支 援	社会教育 振興課	(2)子ど も・若者 の問題	青少年の健全な育成をめざし、地域と連携して健全育成運動の輪を広げることを目的とする青少年健全育成運動協議会を支援する。 青少年健全育成補助事業実施団体 66団体 事業数137事業 ※天候等により中止となった事業でも、準備経費を補助対象としていることから、上記事業数に計上しています。	補助金を活用して事業を実施することにより、青少年と地域との関わりを深めることにつながった。また、好事例を表彰するアワードを実施することにより各地域の行事を周知することにつながった。	地域によるが、人材不足等の要因で青少年育成活動が停滞しているところがある。	今後も、各団体の自主的な運営を支援していく。	
1	(3)	①NP O・地域 団体等の 支援	121	茨木市青少年 指導員連絡協 議会への支援	社会教育 振興課	(2)子ど も・若者 の問題	各中学校区ごとに結成する青少年指導員相互の連絡協調及び青少年指導に関する諸問題の研究協議や街頭啓発等を行い、青少年健全育成の推進を図ることを目的とする青少年指導員連絡協議会を支援する。 巡回街頭指導：3回	夏祭り等に係る青少年指導員の巡回街頭指導を支援し、大人による子どもの見守りを進めた。	子ども育成部とも連携し、様々な視点から青少年の健全育成に取組む必要がある。	今後も、団体と連携・協力し、地域の実情に応じた対応等を検討していく。	
1	(3)	①NP O・地域 団体等の 支援	122	家庭教育学級 の開設（再 掲）	社会教育 振興課	(10)さま ざまな人 権問題	児童の保護者が家庭教育の重要性を認識し、子どもの育成に必要な知識と技術について学習し、家庭の教育力の向上を図るため、市内各小学校区に学級(10学級)を開設した。「人権」「親学習」等を学習項目として、年間を通じて自主的に学習や情報交換等の活動を行った。 【実施日】5月～2月 【参加者】延べ142人	令和6年度から従来の事業委託形式の見直しを図るなど、参加者負担軽減の取り組みを行った。	負担軽減の取り組みを行っているが、参加者数は減少している。	社会的課題を踏まえた学習機会の提供に努めるとともに、保護者の自主性に依存した従来型事業の継続は今後より困難になることを見込み、新たな実施手法を検討していく。	1(1)⑥ 家庭における人権教育の推進
1	(3)	①NP O・地域 団体等の 支援	123	茨木市PTA 協議会の活動 支援	社会教育 振興課	(10)さま ざまな人 権問題	①単位PTA活動の充実と活性化を図り、つながりを深める。 ②PTA全体で共通の思いを持ち、学び、楽しめる市P活動の充実を図る。 ③各種機関・団体との連携を図り、子どもたちを取り巻く現状を学ぶ。 ④市Pの運営の効率化を図る。 ①～④を目的とした、総会、理事会、役員会等の茨木市PTA協議会の活動を支援した。	適宜情報提供や相談に応じる等、市Pの活動を支援した。	社会情勢の変化に伴い、PTA活動の見直しが求められており、そうした状況を踏まえた支援方策を検討していく必要がある。	時代の変化に応じて取り組んでいけるよう、関係課とも連携し、市Pの自主的な活動を支援していく。	
1	(3)	②市民参 加による まちづく りの推進	124	茨木市自治会 長説明会にお ける、個人情 報の取扱いに ついての啓発	地域コ ミュニ ティ課	(7)個人情 報	【目的】平成29年5月30日に施行された改正個人情報保護法の内容について理解を深め、適正な個人情報の取扱いに努める。 【概要】自治会の名簿等も改正個人情報保護法適用の対象となるため、その内容及び取扱いについて、自治会長説明会にて説明した。また、自治会ハンドブックにおいて、個人情報取扱要領の参考例を掲載し、令和6年度も啓発活動に努めた。	自治会長説明会で、各自治会の個人情報の取扱いについての留意事項やポイントを説明し、個人情報の適正な管理と運用の理解につなげた。	個人情報の取扱いについては、引き続き、自治会長説明会や自治会ハンドブックなどによる啓発に努め、市民の主体的なまちづくりを推進する。		

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法	再掲
1	(3)	②市民参加によるまちづくりの推進	125	ローズWAMまつりの開催	人権・男女共生課	(1)男女共同参画(ジェンダー平等)	【目的】男女共同参画社会の推進のため、センターの活動の集大成として、市民との協働により実施する。 【概要】男女共生センターローズWAMを拠点に活動する登録団体、サークルによる展示・発表、講演会等 【実施日】2月1日、2日 【対象者】市内在住・在勤・在学者 【参加者】(来場者)975人、(オンライン再生数)44回 【テーマ】「生い立ち関係なく、誰でも好きな“じぶん”になれる！」 【場所】男女共生センターローズWAM	男女共同参画社会の実現のための拠点施設としての活動成果を発表するとともに、ローズWAM事業および男女共同参画への理解を促進するために実行委員会形式で市と市民が協働し、まつりを企画し開催することができた。	実行委員会への新たな参画者を得るとともに、催しへの参加者層を広げる必要がある。	引き続きオンラインと対面の両方で開催することにより、新たな参加者を増やす。	
1	(3)	②市民参加によるまちづくりの推進	126	環境フェアの開催	環境政策課	(10)さまざまな人権問題	【目的】市域における環境保全の取組を推進し、「脱炭素化」に向けた環境啓発を総合的に行う。 【概要】環境に関する講演会、自然観察会等を開催 【実施日】11月23日・24日 【対象者】市民 【参加者】6,700人 【場所】おにクル	市民団体や市内事業者との協働による体験型企画を充実させた環境啓発を実施し、例年を上回る市民参加を得て、まちづくりの推進と環境啓発活動に取り組むことができた。	来場者、特に若年層の増加を意識して企画したが、おにクルでの初開催であったため、会場の特性を生かした幅広い層の集客が課題となった。	関係団体や委託業者等と協力して、会場の特性を生かして幅広い層に興味を持ってもらえるような企画や広報を検討していく。	
1	(3)	②市民参加によるまちづくりの推進	127	自治会加入促進の多言語化	地域コミュニティ課	(6)外国人問題	地域に在住する外国人の方にも自治会に加入するきっかけを創出するため、自治会加入チラシの英語、中国語、韓国語版を作成し、周知に努めている。	自治会長説明会や窓口や茨木市自治会連合会のホームページ、会報誌において、活用の周知を図っている。	老若男女、国籍問わず自治会への参加へのきっかけが必要である。		
1	(3)	③当事者の参加の推進	128	地域に開かれた交流の場づくり	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	【目的】地域住民のふれあいのある豊かな地域づくりをめざす。 【概要】地域交流、人権啓発、生涯学習の場として、各種講座等を実施。 【実施日】4月～3月 【対象者】市内在住・在勤の方 ①豊川いのち・愛・ゆめセンター 【参加者】3,383人 【場所】豊川いのち・愛・ゆめセンター ②沢良宜いのち・愛・ゆめセンター 【参加者】3,644人 【場所】沢良宜いのち・愛・ゆめセンター ③総持寺いのち・愛・ゆめセンター 【参加者】3,032人 【場所】総持寺いのち・愛・ゆめセンター	平成27年度以降、地域交流促進事業として、外部の事業者へ委託することで、参加者のニーズに沿った交流事業等を実施している。 また、令和4年度から3か年限定で地域力を向上させる事業の試行実施も、最終年に入り、自主サークルの結成、フェスタでの舞台出演など、各センターごとに特徴ある活動につながっており効果的であった。	コロナが感染症の5類に移行され2年が経過し、交流の機会を増やすよう事業実施に努めたが、今後も色々な企画を考え、充実させていく必要がある。	受託者と連携を図り、地域交流を図れる企画を行う。 また、市のSNSを始め、広報活動を十分行えるよう計画的に事業を実施する。	

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法	再掲		
1	(3)	③当事者の参加の推進	129	人権フェスタの開催	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	<p>〔目的〕人権問題を解決するためには社会全体で取り組んでいく必要があるため、地域コミュニティの形成やグループ活動を促進する。</p> <p>〔概要〕地域に開かれた交流の場として、地域の団体や多くの人たちが参加するフェスタを開催</p> <p>①豊川いのち・愛・ゆめセンター 豊川やよい祭り 〔実施日〕2月25日～3月2日 〔対象者〕市民 〔参加者〕延べ612人 〔場所〕豊川いのち・愛・ゆめセンター</p> <p>②沢良宜いのち・愛・ゆめセンター ふれあいまちづくりフェスタ 〔実施日〕5月26日 〔対象者〕市民 〔参加者〕延べ700人 〔場所〕沢良宜浜公園</p> <p>③総持寺いのち・愛・ゆめセンター みしま・まちの玉手箱 〔実施日〕3月2日 〔対象者〕市民 〔参加者〕延べ730人 〔場所〕総持寺いのち・愛・ゆめセンター</p>	<p>(豊川) 例年1日目には、映画上映会を行っていたがサブスクリプション等の発展でニーズの変化が生じたことにより、ゲーム大会を開催した。2日目は、ステージ・出店等で実施することができた。また、能登半島地震被災応援として、現地での活動報告や募金活動も行った。</p> <p>(沢良宜) 前年度に続き、過去最高となる参加人数となり、大いに盛り上がった。IMS事業の更なる周知のため出店し、多文化共生への理解を啓発した。</p> <p>(総持寺) 地域の恒例行事として定着しており、センター利用者や地域住民、市民の方の自己表現・自己表現の場として活用されている。また、つながりをコーディネートすることにより、新たな出会いや交流の機会となるとともに孤立・孤独を防ぐ役割が期待できている。</p>	<p>他の地域でのイベントも含め来場者数がコロナ前に比べて増加する傾向にあり、人員配置等安心・安全に実施できるような配慮や、主催者や参加者の負担が大きくなるような運営を検討する必要がある。</p>	<p>受託者と連携を図り、地域交流を図れる企画を行う。</p> <p>また、市のSNSを始め、広報活動を十分行えるよう計画的に事業を実施する。</p> <p>来場者数増加時の安全対策等について各イベントの事務局会議や実行委員会等で十分協議を行う。</p>			
1	(4)	①人権に関する情報収集・提供機能の充実	130	多言語での生活ガイドブックの配布	人権・男女共生課	(6)外国人問題	<p>転入してきた日本語に不慣れな外国人の利便性向上のために、英語・中国語・やさしいにほんごのいばらき生活ガイドブックを更新・配布した。</p>	<p>相談機関・生活の情報や、健康保険・年金に関する基本的な情報を冊子にまとめて提供することで、外国人の利便性向上につながった。</p>	<p>より多くの日本語に不慣れな在留外国人へ情報提供を行うため、周知方法の充実を図る必要がある。</p>	<p>ホームページ上で容易にアクセスできるよう工夫するとともに、外国人総合相談窓口の案内を充実させる。</p>			
1	(4)	①人権に関する情報収集・提供機能の充実	131	ホームページによる啓発の実施	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	<p>〔目的〕市民の人権意識の高揚を図るため、人権問題に関する情報や、人権教育・啓発材料の情報提供を行う。</p> <p>〔概要〕ホームページによる情報提供を行う。</p>	<p>人権相談をはじめ、各種講座の情報提供、啓発活動を広報することができた。</p>	<p>社会情勢や時代のニーズに合った内容の検討等が必要である。</p>	<p>継続して実施する。</p>			

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当	10の主要課題	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法	再掲		
1	(4)	①人権に関する情報収集・提供機能の充実	132	茨木市人権教育研究協議会との連携(再掲)	学校教育推進課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕人権教育の機軸に同和教育を位置づけ、部落差別解消をはじめとした人権の確立をめざす。 〔概要〕教職員による人権教育の実践を促す。	次世代教職員の育成の取組みや校区連携により、人権教育の実践を進めることができた。	経験の浅い教職員の増加や当事者との出会いがなく直面する人権課題の対応を教職員全員が理解できていない。	多くの教職員が参加できるように広い研修会場を設定する。 直面する人権課題をより踏まえた内容で取組む。	1(1)② 人権教育の充実	2(3)② 関係機関との連携の強化	
1	(4)	①人権に関する情報収集・提供機能の充実	133	人権資料の充実	中央図書館 人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	市民の自主的・主体的な人権教育・啓発を推進するため、各図書館や人権センターなどで書籍やビデオなどの人権関係資料を提供する。	利用者のニーズに応じて、人権に関する図書資料などを提供することができた。	継続して人権関係資料を提供する必要がある。	今後も継続して人権関係資料を提供する。			
1	(4)	②人権教育・啓発に関する調査・研究	134	いのち・愛・ゆめセンター地域交流促進・相談機能強化事業	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕地域の实情に即した講座や地域交流行事を開催し、地域住民の相互の理解と交流を促進する。また長期的、継続的な助言指導による自立促進及び相談事業の集約、分析により地域課題を発見し、課題解決に向けた地域コミュニティの育成を図る。 〔概要〕公募型プロポーザル方式により、社会福祉法人等へ事業を委託して実施。	各センターごとに、受託者が相談内容等を集約した事業完了報告書を作成することで、相談内容等の傾向把握、課題等の整理ができた。	地域課題等の把握・整理を行う。	事業完了報告書の内容から抽出した課題より、地域のニーズに合致した取組みを実施していく。	2(2)③ 相談事例等を通じた実態把握		
1	(4)	②人権教育・啓発に関する調査・研究	135	茨木市進路保障協議会との連携	学校教育推進課	(2)子ども・若者の問題	〔目的〕様々な課題をもつ生徒をはじめ、全ての子どもたちの進路を保障する。 〔概要〕生徒の進路保障に取り組む団体を助成	すべての子どもたちの進路保障に向けて、研修会や小中高の連携の取組みを行い、中退防止に成果をあげた。	経験の浅い教職員が増加することにより、教職員全員が理解できていない。	進路保障協議会と連携を行い、これまでの取組みを継承していく。	2(3)② 関係機関との連携の強化		
1	(4)	②人権教育・啓発に関する調査・研究	136	人権教育冬季研究会の開催(再掲)	学校教育推進課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕市内幼・小・中学校園における人権教育の取組みを交流し、研究協議をすることで、実態課題を明らかにし、人権教育をより広げ深める。 〔概要〕市内幼・小・中学校園における人権教育の取組の交流と研究討議 〔実施日〕2月5日 〔対象者〕幼小中教職員 〔場所〕各校区人権ブロック内の学校	市内幼・小・中学校における人権教育の取組みを通して交流し、研究討議することで、各幼・小・中学校の取組みの達成状況を確認することができた。	教職員が参加できる時間帯を設定する必要がある。	参加者、共同研究者からのアンケートにより、その意見を研修会の内容等に反映する。	1(1)③ 人権に関する学習機会の提供		
1	(4)	③災害時における災害弱者の支援体制の確立と地域連携の促進	137	外国人に配慮した情報提供	危機管理課	(6)外国人問題	日本語版の水害・土砂災害ハザードマップの更新に合わせ、英語版、中国語版のハザードマップも更新し、ホームページで公開している。また、多言語に対応した大阪防災アプリをホームページ等で周知し、利用を促進している。	平時から周知・啓発に努めることが重要であり、外国人の安全・安心の確保に繋がっていると考える。	引き続き周知を図る。				
1	(4)	③災害時における災害弱者の支援体制の確立と地域連携の促進	138	障害福祉サービス事業所連絡会災害対策PT会議の開催	障害福祉課	(4)障害者問題	障害福祉サービス事業所連絡会災害対策PT会議は休止中のため、取組みは実施できなかった。						

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	担当課	10の主要課題	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法	再掲		
1	(5)	①教育の機会均等の確保と学習の場の充実	139	茨木市学習・生活支援事業	福祉総合相談課	(2)子ども・若者の問題	【目的】 貧困の連鎖防止のため、生活保護世帯やひとり親家庭の子どもに対し、生きるための力を育むための支援を行う。 【概要】 市内の6か所において、学習・生活支援事業を行った。 【実施日】 年585回 【対象者】 中学生【生活保護世帯、ひとり親世帯、学校長に推薦された生徒】 【参加者】 延べ利用者数 3,223人(内訳：生活保護世帯264人、ひとり親世帯2227人、学校長推薦732人) 【場所】 総持寺いのち・愛・ゆめセンター、沢良宜いのち・愛・ゆめセンター、ローズWAM、豊川コミュニティセンター、春日コミュニティセンター、耳原公民館	利用者においては、学習の習慣がなかったが、学習会を機に家庭学習の習慣がついた。利用者の保護者においては、勉強ができる場所、相談できる場があることが心強い。などの意見があり、利用者、利用者の保護者に対して支援を実施できた。	生活困窮担当部署、ひとり親家庭担当部署、学校関係部署、委託事業者との連携の強化が必要である。	定期的に連絡会を開催しており、現状等の情報共有を行い、連携の強化に努める。			
1	(5)	①教育の機会均等の確保と学習の場の充実	140	幼・小・中学校における通訳派遣事業	学校教育推進課	(6)外国人問題	【目的】 小中学校に在籍する在日外国人児童・生徒に対する学校生活への適応を促す。 【概要】 通訳を派遣し学習支援を行う。	通訳により学校生活に馴染むことができ、日本語の習得にもつながっている。	さまざまな地域から来るため、必要な言語の通訳者を確保することが難しい。	茨木市実用日本語学習会と連携をして、通訳者を確保する。	1(5)② 識字・日本語学習や基礎教育の学び直しの機会の提供	2(1)① 当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援	
1	(5)	①教育の機会均等の確保と学習の場の充実	141	茨木市在日外国人教育研究協議会との連携	学校教育推進課	(6)外国人問題	【目的】 在日外国人教育を推進する。 【概要】 在日外国人教育の向上に取り組む団体を助成	外国にルーツのある子どもの自尊感情を高め、進路保障につながる在日外国人教育を進めることができた。	外国にルーツのある子どもの少数点在化により、受入れが初めての学校があった。	在日外国人協議会と連携を行い、受入れや具体的な取組みを丁寧に行っていく。	1(5)② 識字・日本語学習や基礎教育の学び直しの機会の提供	2(3)② 関係機関との連携の強化	
1	(5)	①教育の機会均等の確保と学習の場の充実	142	識字学級等の開催及び日本語教室等の開催	社会教育振興課 人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	【目的】 日常生活に必要な文字の読み書きを習得し、社会的自立を支援する。 【概要】 教育の機会を疎外されてきた人々には識字教室を、在日外国人等を対象に日本語教室を開催 【実施日】 毎週1回または2回 【対象者】 市民、在勤、在学 【参加者】 ①延べ1,460人(3センター合計数)(豊川577人、沢良宜459人、総持寺424人) ②延べ432人 【場所】 ①豊川・沢良宜・総持寺いのち・愛・ゆめセンター ②生涯学習センターきらめき	識字・日本語教室事業については、特に日本語教室への参加者が増加している状況の中、地域住民の交流など、多文化共生事業と連携しながら実施することができた。また、日本語教育や多文化共生について理解を深め、地域における人権意識の醸成を図るため指導者研修を実施し、新規指導者の参加や活動等へ積極的に参加する人材の発掘につなげることができた。	特に日本語教室への参加者が増加している状況が続いており、受講希望者の増加に対応していく必要がある。学習指導者を確保し、学習の待機が出ないよう調整する必要がある。学習機会の継続が図れるよう、生活面での課題についても、寄り添い支援する必要がある。	多文化共生支援事業との連携を図り、日本語学習や交流の機会を提供する。講師間での情報・技術の共有や、多人数対応が可能なサロン方式を導入する等、学習ニーズを満たせるよう各館の状況に合わせて実施する。また、生活課題を発見し、解決するために相談員や福祉関係部署と連携を図る。	1(5)② 識字・日本語学習や基礎教育の学び直しの機会の提供		

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法	再掲		
1	(5)	②識字・日本語学習や基礎教育の学び直しの機会の提供	143	幼・小・中学校における通訳派遣事業(再掲)	学校教育推進課	(6)外国人問題	【目的】小中学校に在籍する在日外国人児童・生徒に対する学校生活への適応を促す。 【概要】通訳を派遣し学習支援を行う。	通訳により学校生活に馴染むことができ、日本語の習得にもつながっている。	さまざまな地域から来るため、必要な言語の通訳者を確保することが難しい。	茨木市実用日本語学習会と連携をして、通訳者を確保する。	1(5)① 教育の機会均等の確保と学習の場の充実	2(1)① 当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援	
1	(5)	②識字・日本語学習や基礎教育の学び直しの機会の提供	144	茨木市在日外国人教育研究協議会との連携(再掲)	学校教育推進課	(6)外国人問題	【目的】在日外国人教育を推進する。 【概要】在日外国人教育の向上に取り組む団体を助成	外国にルーツのある子ども自尊感情を高め、進路保障につながる在日外国人教育を進めることができた。	外国にルーツのある子どもの少数点在化により、受入れが初めての学校があった。	在日外国人協議会と連携を行い、受入れや具体的な取組みを丁寧に行っていく。	1(5)① 教育の機会均等の確保と学習の場の充実	2(3)② 関係機関との連携の強化	
1	(5)	②識字・日本語学習や基礎教育の学び直しの機会の提供	145	識字学級等の開催及び日本語教室等の開催(再掲)	社会教育振興課 人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	【目的】日常生活に必要な文字の読み書きを習得し、社会的自立を支援する。 【概要】教育の機会を疎外されてきた人々には識字教室を、在日外国人等を対象に日本語教室を開催 【実施日】毎週1回または2回 【対象者】市民、在勤、在学 【参加者】①延べ1,460人(3センター合計数)(豊川577人、沢良宜459人、総持寺424人) ②延べ432人 【場所】①豊川・沢良宜・総持寺 いのち・愛・ゆめセンター ②生涯学習センターきらめき	識字・日本語教室事業については、特に日本語教室への参加者が増加している状況の中、地域住民の交流など、多文化共生事業と連携しながら実施することができた。 また、日本語教育や多文化共生について理解を深め、地域における人権意識の醸成を図るため指導者研修を実施し、新規指導者の参加や活動等へ積極的に参加する人材の発掘につなげることができた。	特に日本語教室への参加者が増加している状況が続いており、受講希望者の増加に対応していく必要がある。 学習指導者を確保し、学習の待機が出ないよう調整する必要がある。 学習機会の継続が図れるよう、生活面での課題についても、寄り添い支援する必要がある。	多文化共生支援事業との連携を図り、日本語学習や交流の機会を提供する。 講師間での情報・技術の共有や、多人数対応が可能なサロン方式を導入する等、学習ニーズを満たせるよう各館の状況に合わせて実施する。 また、生活課題を発見し、解決するために相談員や福祉関係部署と連携を図る。	1(5)① 教育の機会均等の確保と学習の場の充実		
2	(1)	①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援	146	いばらきにじいろスペース	人権・男女共生課	(9)性的マイノリティ(セクシュアル・マイノリティ)	【目的】LGBTQ当事者などが安心して過ごせる居場所をつくる。 【概要】NPO法人への委託により、LGBTQ当事者や支援者などが集えるコミュニティスペースを実施 【日時】毎月1回、午後6時～8時 【場所】ローズWAM 【参加者数】51人	令和5年度と比べると、テーマ設定をしたこともあり、参加者数が大幅に増加した。 参加者からの意見では、「仲間がいるあたたかさを感じられました」との意見もあった。	継続して実施する。参加者を増やすための企画や周知方法を検討する。				

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法	再掲	
2	(1)	①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援	147	パートナーシップ宣誓制度に関する取組	人権・男女共生課	(9)性的マイノリティ(セクシュアル・マイノリティ)	〔目的〕多様な生き方を理解し、互いの人権を尊重し合い、誰もがありのままに生きられる社会を目指す。 〔概要〕一方又は双方が性的マイノリティである二人のパートナーシップ宣誓制度を導入している。また、パートナーシップ宣誓された方を対象に、公正証書の作成費用を助成する「パートナーシップ宣誓制度活用補助制度」を導入している。 〔件数〕パートナーシップ宣誓数：8組 補助金申請数：0件	パートナーシップ関係を市として証明することが、宣誓された方の安心感にもつながっていると考える。これまで京阪神での連携協定が令和6年11月から全国に拡大したことから、転居者の負担軽減にも繋がっている。 また、公正証書の作成費用補助により対象者の経済的負担軽減の一助となる。	継続して実施する。			
2	(1)	①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援	148	いのち・愛・ゆめセンター地域避難訓練事業	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕近年国内で多発する大地震や今後予想されている南海トラフ地震に対し、地域の防災意識を高める目的で、一番身近な避難所でもある豊川小学校を避難場所と想定し避難所受入訓練を始めとした宿泊型防災訓練。参加した小学生がジュニア防災リーダーとして意識が高めてもらうことで、今後は支援者としての担い手育成を目指す。 〔日時〕9月14日(土)17時30分～15日(日)正午 〔場所〕豊川小学校 〔参加者数〕110人	令和5年度は豊川いのち・愛・ゆめセンターで実施したが、令和6年度はより避難者数が増える小学校で実施した。避難所での不自由さを前面に押し出すのではなく、キャンプファイヤー等のイベントを同時に行うことにより、地域住民が避難する際の手順などを楽しく覚えてもらえるよう、防災訓練へのハードルを低く設定したことで、多くの参加者に一次避難の受付方法等を認識してもらうことができた。	キャンプファイヤー等のイベントで参加者数を増やすことができたが、これら多くの参加者に対し、継続して防災の認識をより深めてもらえるよう、次年度以降の企画を練る必要がある。	早い段階から準備を開始し、地域の方々から多くのアイデアを募る。		
2	(1)	①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援	149	生活困窮者自立支援事業	福祉総合相談課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕経済的に困窮している方(世帯)のみならず、複合的な課題を抱え困っている方(世帯)に対して、本人とともに自立に向けたプランを作成し、伴走型の支援を行う。 〔概要〕多様で複合的な課題を抱える生活困窮者に対する福祉のワンストップ総合相談窓口として実施。その中で「一時生活支援事業」、「就労準備支援事業」等による、一時的な生活の場の確保や就労にいたる準備支援などを行った。 〔実施日〕随時 〔対象者〕生活困窮者等 〔新規相談件数〕762人 〔場所〕福祉総合相談課	令和6年度の新規相談件数は、762件で、前年度の888件からは少し減少したが、コロナ禍以前の約1.4倍の新規相談を受付、支援を実施する等、対象世帯の様々な課題に対応した。	新規相談の内、複雑、複合、多様化した課題を抱え、支援プランを作成する前に課題整理が必要なことや、中長期的な支援が必要な相談も多く、時間が十分にとれなかったこと等から、対象者に対する支援プラン作成については、目標値に届かなかった。	複雑、複合、多様化した課題を抱える方に対しては適切に他制度、他機関につなぎ、関係機関とチームを組み支援を実施し、課題解決を図りながら支援プラン作成件数を増やす。		
2	(1)	①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援	150	障害者相談支援事業	福祉総合相談課	(4)障害者問題	〔目的〕障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、障害者等からの相談に応じ必要な援助を行う事業 〔概要〕障害者相談支援センター9か所および障害者基幹相談支援センター2か所にて相談支援を実施。 〔件数〕相談支援事業実利用人数 2,143人 相談支援事業延べ利用件数 33,528件	障害者相談支援センターや地域包括支援センター、CSW等の相談支援機関や関係機関との連携を強化し、包括的な支援体制の推進を図ることができた。	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、関係機関との連携を強化する必要がある。	地区保健福祉センターを中心に関係機関との関係を構築するとともに、重層的支援体制整備事業の取組の推進を図る。		

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法	再掲
2	(1)	①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援	151	障害者社会参加・障害理解促進事業	障害福祉課	(4)障害者問題	<p>【目的】市内で活動する障害者団体が実施する社会見学、外出等の事業及び市内で実施する障害者福祉の啓発、障害者と市民の交流を深める行事や研修会の開催等の事業を対象とした補助を実施し、障害者福祉の向上をめざす。</p> <p>【実績】 障害者社会参加促進事業：4件 障害理解促進事業：2件</p>	<p>新型コロナウイルスが落ち着いてきたこともあり社会参加促進事業が増加傾向にある。引き続き継続的に取り組む。</p>	<p>補助制度の周知を図ることと合わせ、理解促進事業については、現行の内容での啓発効果について検討する必要がある。</p>	<p>引き続きホームページやチラシ、SNS等を利用した周知に努めるとともに、より効果的、効率的な補助制度となるよう見直しを行っていく。</p>	
2	(1)	①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援	152	ユースプラザ事業	こども政策課	(2)子ども・若者の問題	<p>【目的】子ども・若者が地域で孤立することのないよう人とつながる場を創るとともに、関係機関等と連携して支援することで、子ども・若者の生きづらさの早期解消を図る。</p> <p>【概要】社会経験や相談ができる居場所「ユースプラザ」5か所において、子ども・若者支援に関わっている団体・組織と連携しながら取り組む。また、課題が複合的で支援困難なケースについては、子ども・若者支援地域協議会で早期支援・早期困難解消に向けて取り組む。</p> <p>【実績】 ・ふれあい・交流サロンのべ 23,046人 ・居場所のべ 9,780人 ・自学・自習の場のべ 4,213人 ・相談のべ 10,291人</p>	<p>中学校、SSW、地域との連携が進み、ユースプラザ利用者数の増につながった。国の子ども・若者支援体制整備及び機能向上事業を活用し、経験豊富な講師にアドバイザーとなってもらい、スタッフの支援力の向上を図るとともに、ケースの状態を数値化する「状態・状況分析シート」を活用し、適切な支援に努めた。</p>	<p>週5日・市内5か所で開所しているが、利用者が年々増えており、地域の居場所としての機能が強く求められている状況が続いている。また、相談支援についても、当事者や家族からの相談のほか、他の支援機関と連携が必要なケースも多く、支援力の向上が求められている。</p>	<p>令和7年度も国の子ども・若者支援体制整備及び機能向上事業を活用し、経験豊富な講師にアドバイザーになってもらい、スタッフの支援力向上を図る。</p>	
2	(1)	①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援	153	茨木市子ども・若者自立サポート事業	こども政策課	(2)子ども・若者の問題	<p>【目的】子ども・若者の生きづらさの早期解消</p> <p>【概要①】茨木市子ども・若者自立支援センター「くろす」において、ひきこもり・ニート・不登校等の子ども・若者とその保護者の個別専門支援を実施 (委託先)社会福祉法人ぼんがぼん</p> <p>【実績】 ・面談 本人のべ1,235件 保護者のべ1,360件 ・居場所のべ172件 ・訪問支援のべ230件 ・同行支援のべ42件 ・電話相談のべ982件 ・他機関・企業連携のべ598件 ・センター利用により子ども・若者が状態改善した割合 98.30%</p> <p>【概要②】ヤングケアラーコーディネーターがヤングケアラー支援に関する一元的な相談先として支援を行った。また、ヤングケアラーや元ヤングケアラーが集えるピアサロンやヤングケアラー家庭への訪問支援事業を実施した。</p> <p>【実績】 ・ピアサロン 27回 ・訪問支援事業 0家庭</p>	<p>生きづらさを抱える子ども・若者の相談支援を実施した。ヤングケアラーコーディネーターが関係機関の会議に参加することでケースや支援情報が集まるようになっている。市民及び支援者からの一元的な相談先として、適宜必要なサービス（窓口）につなぐとともに、必要に合わせて訪問支援等も行うことができた。</p>	<p>茨木市子ども・若者自立支援センターとケース連携している機関が限定的である。ヤングケアラー家庭等への訪問支援事業では、利用に至る家庭がなく、対象家庭を適切な支援につなげることが課題である。</p>	<p>茨木市子ども・若者支援地域協議会の部会やケース会議を通じて、茨木市子ども・若者自立支援センターと密に連携できる関係性を強化する。引き続き、対象家庭を適切な支援につなげられるよう、関係支援者と連携して対象家庭等との関係性を保つ。</p>	
2	(1)	①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援	154	ひとり親就業支援講座の開催	こども政策課	(2)子ども・若者の問題	<p>【目的】ひとり親家庭の自立促進</p> <p>【概要】介護職員実務者研修を実施することにより、介護保険事業所で働く上で必要になる基本的な知識や技術を習得し、就業やキャリアアップへとつなげることで、ひとり親家庭の自立促進を図る。(一時保育あり)</p> <p>【日程】全8日(土曜日)</p> <p>【場所】未来ケアカレッジ吹田千里丘校</p> <p>【実績】受講修了者 5人</p>	<p>新たに介護関係の就労を目指す方だけでなく、現在介護関係で働いている方のキャリアアップにもつながっている。また、介護福祉士の資格も取得したいと、更なるスキルアップのきっかけにもなった。</p>	<p>令和6年度は例年より受講者が少なかった。ひとり親の就労希望に合った講座を開講することにより、就労支援につなげる必要がある。</p>	<p>ひとり親自立支援員の就労相談や、ハローワークとの情報共有により、ひとり親の就労に対する要望を把握するよう努める。</p>	

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法	再掲	
2	(1)	①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援	155	茨木市子ども・若者支援地域協議会の開催	こども政策課	(2)子ども・若者の問題	<p>【目的】子ども・若者を早期に支援し、早期困難解消をめざすとともに、支援する側・される側の負担軽減を図る。</p> <p>【概要①】社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、各々の専門性を有する支援機関が必要に応じて連携し包括的に支援した。また、こども政策課にヤングケアラーコーディネーターを配置し、学校や地域の支援者から相談を受け必要に応じて支援を提供したほか、様々な支援者を対象に事例検討会を開催し、連携の必要性を共有した。</p> <p>【実績】・代表者会議 1回 ・ケース会議 157回 ・部会 18回</p> <p>【概要②】研修・講座等を開催し、支援ノウハウや情報共有の機会を提供</p> <p>【実績】・子ども・若者支援地域協議会研修(KOWA研) 1回</p>	ひきこもり、教育、福祉等、様々な分野で部会を実施することで、実用的な支援を検討する機会を設けることができた。	令和6年度は研修会の実施回数が1回のみだった。	研修会の実施回数を増やし、関係機関の支援力向上や支援連携強化を図る。		
2	(1)	①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援	156	学習・生活支援事業	こども政策課	(2)子ども・若者の問題	<p>【目的】貧困の連鎖の解消</p> <p>【概要】学習会を市内5ブロック6か所で開催。学習・生活支援員が家庭訪問を行い、家庭の生活状況や保護者と本人の事業利用意向を確認した上で、学習会に誘導。保護者等からの生活相談も受けた。</p> <p>また、児童扶養手当現況届時や卒業間近な小学生家庭を対象に本事業を周知するなど、必要な生徒に支援がつながるように事業周知を行った。</p> <p>【対象】経済的に困難を抱えるひとり親家庭の中学生</p> <p>【実績】・利用承認人数 35人 ・学習会の開催回数 581回 のべ参加人数 2,235人</p>	必要な生徒に支援がつながるように事業周知を行った。	利用の継続が難しい子どももあり、支援が必要な子どもがつながりにくい。	支援が必要な家庭に直接的な情報提供と手続きの支援が必要である。	2(1)③ 困難を抱える市民に対する情報提供・学習支援	
2	(1)	①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援	157	地域子育て支援拠点事業	子育て支援課	(2)子ども・若者の問題	<p>就学前の親子が気軽に集い、交流や相談ができる場を設け、子育てに関する情報提供や子育て講座等を実施し、こどもの健やかな成長をサポートした。</p> <p>【参加者】 15,160人(地域子育て支援センター) 86,250人(つどいの広場)</p>	参加者について、つどいの広場は、ほぼ同水準となったが、地域子育て支援センターは、前年度の利用者数を上回った。	引き続き、在宅世帯の子育てを支援し、こどもの健やかな成長をサポートする。		2(2)② 庁内外の連携の推進	
2	(1)	①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援	158	ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課	(2)子ども・若者の問題	<p>ファミリー・サポート・センター事業を実施した。</p> <p>【会員数】1,523人(依頼会員1,117人 援助会員243人 両方会員163人)</p> <p>【活動件数】2,610件 【新規依頼件数】105件</p>	会員数はほぼ変わらないが、新規依頼件数は昨年と比べて増加しており、新たに支援を必要とする方が増加している。	多様なニーズへの対応が求められるケースが増加しており、依頼と援助のマッチングが困難なケースもあり、引き続き、丁寧な対応に努めていく。			

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法	再掲		
2	(1)	①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援	159	就職サポート事業	商工労政課	(10)さまざまな人権問題	<p>【目的】働く意欲がありながら、様々な就労阻害要因を抱えるため、就労できない人の就労を支援する。</p> <p>【概要】ハローワーク茨木や茨木商工会議所と連携し、仕事なんでも相談、合同就職面接会等の就労支援を実施した。</p> <p>【実施事業名】仕事なんでも相談 【相談件数】112件（※職業相談を含む）</p> <p>【実施事業名】就活支援事業 【参加事業所】11事業所 【参加者】33人</p> <p>【実施事業名】就労支援フェア（合同就職面接会、就労・起業相談等） 【開催日】①5月28日（子育て世代） ②7月17日③10月23日（一般） ④11月22日（障害） ⑤1月29日（三市一町） 【来場者】①19人②82人③87人④60人⑤126人</p> <p>【実施事業名】職業能力開発講座①技能講習②在宅ワーク（自営型テレワーク）実践講座 【実施日】①5月～3月②11, 12月（全3回） 【参加者】①2人②14人 【場所】①キャタピラー教習所近畿教習センター②茨木市立生涯学習センターきらめき</p> <p>【実施事業名】就職支援セミナー①在宅ワーク（自営型テレワーク）入門セミナー②キャリアブランクのある女性向けセミナー 【実施日】①9月5日②1月15日 【参加者】①28人②9人 【場所】①②茨木市文化・子育て複合施設おにくる</p> <p>【実施事業名】再就職支援助成金 【交付件数】0件</p>	<p>就労支援フェアでは、求職者に対し、合同就職面接会参加企業のうち、茨木市働きやすい職場づくり推進事業所認定企業について、求職者へ紹介することができた。</p> <p>就職支援セミナーについては、就職に必要なセミナーテーマを選定したが、女性限定のセミナーも実施したため、セミナーの参加者数は減少したが、より効率的な啓発の機会とすることができた。</p> <p>能力開発講座では、在宅ワーク実践講座においては、内容をWEB制作に特化した実施により、実務に近づけることができたが、内容的に実施日数が不足していた。</p>	<p>能力講座やセミナーについては、限られた時間で、受講者の自己実現につながるメニューによる実施が必要である。</p>	<p>実施日数を要するセミナー等で、民間での実施がされている講座については、費用対効果の観点から、今後の実施を検討する。</p>			
2	(1)	①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援	160	ゆめ実現支援事業	学校教育推進課	(2)子ども・若者の問題	<p>【目的】通学意欲を有しながら、経済的な事由により就学が困難な生徒の進学を支援する。</p> <p>【概要】様々な奨学金制度について広く紹介し、奨学金説明会を開催する。教育センターの相談窓口で、奨学金制度を紹介し、相談・助言や、関係機関を紹介する。</p>	<p>様々な奨学金制度や授業料無償制度等を冊子の作成や説明会で周知することができた。個々の相談者の状況に応じ適切に対応することができた。</p>	<p>令和4年度までのコロナウイルスの感染拡大に伴い、大勢が集まる説明会に参加しない相談者がいる。</p>	<p>開催時間を短くしたり、資料のポイントを明確に説明会を開催していく。また、説明会に参加できない方には、個別の相談も実施していく。</p>	2(2)②庁内外の連携の推進		
2	(1)	①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援	161	幼・小・中学校における通訳派遣事業（再掲）	学校教育推進課	(6)外国人問題	<p>【目的】小中学校に在籍する在日外国人児童・生徒に対する学校生活への適応を促す。</p> <p>【概要】通訳を派遣し学習支援を行う。</p>	<p>通訳により学校生活に馴染むことができ、日本語の習得にもつながっている。</p>	<p>さまざまな地域から来るため、必要な言語の通訳者を確保することが難しい。</p>	<p>茨木市実用日本語学習会と連携をして、通訳者を確保する。</p>	1(5)①教育の機会均等の確保と学習の場の充実	1(5)②識字・日本語学習や基礎教育の学び直しの機会の提供	

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法	再掲
2	(1)	②社会参加の促進と社会的障壁の除去・軽減	162	いきいきネット事業	福祉総合相談課	(10)さまざまな人権問題	【目的】要援護者の早期発見から支援に繋げる。 【概要】市内14か所において相談支援を行う。 【相談者】延26,232人	健康福祉セーフティネット会議を実施し、包括的支援体制の強化を図ることができた。	複雑・複合化した課題を抱えている方を早期発見し、支援を行う必要がある。	早期発見による支援を行うため、さらに関係機関等との連携を図る。	
2	(1)	②社会参加の促進と社会的障壁の除去・軽減	163	障害者虐待防止センター事業	福祉総合相談課	(4)障害者問題	【目的】障害者虐待防止センターを設置し、障害者虐待に対する早期発見と虐待防止に向けた取組を行う。 【概要】家庭や事業所、職場で起こる身体的・心理的・性的・経済的及び介護などの放棄や放置といった虐待に対する通報や届出、支援等の相談を受け付ける。 【実施日】随時 【場所】福祉総合相談課 【通報件数】72件（養護者 46件、施設従事者 23件、使用者 3件）	通報を受理した際は適切に対応するとともに、虐待の被害が拡大しないよう努めた。	虐待防止の啓発に努め、事業を継続する。	継続して実施する。	
2	(1)	②社会参加の促進と社会的障壁の除去・軽減	164	利用者支援事業	子育て支援課	(2)子ども・若者の問題	4か月児健康診査等での相談事業、つどいの広場への訪問連携をし出張相談も実施。こにちはあかちゃん事業で母子保健グループと連携しリスクの高い家庭の支援に引き続き努めた。おにクル内で気軽に相談できる体制を作り、わっくる内の活動日には、利用者支援担当も活動に参加した。 また、子育て世代包括支援センターとして妊娠期からの切れ目ない支援体制の構築のため、引き続き、こども保健グループとの連携を実施した。 ■相談実績合計 1502件 (うち出張相談件数) ・赤ちゃん訪問 353件 ・つどいの広場(39回) 250件 ・プレパパ&ママクラス(1回) 1件 ・4か月児健康診査(37回) 301件 ・その他(1回) 1件	健診当番や事務所窓口当番を決めて、職員が不在にならないように工夫することで相談対応も円滑に対応できるようになっている。	引き続きグループ間の連携を深めていく必要がある。		
2	(1)	③困難を抱える市民に対する情報提供・学習支援	165	学習・生活支援事業(再掲)	こども政策課	(2)子ども・若者の問題	【目的】貧困の連鎖の解消 【概要】学習会を市内5ブロック6か所で開催。学習・生活支援員が家庭訪問を行い、家庭の生活状況や保護者と本人の事業利用意向を確認した上で、学習会に誘導。保護者等からの生活相談も受けた。 また、児童扶養手当現況届時や卒業間近な小学生家庭を対象に本事業を周知するなど、必要な生徒に支援が繋がるように事業周知を行った。 【対象】経済的に困難を抱えるひとり親家庭の中学生 【実績】・利用承認人数 35人 ・学習会のべ開催回数 581回 のべ参加人数 2,235人	必要な生徒に支援が繋がるように事業周知を行った。	利用の継続が難しい子どももあり、支援が必要な子どもが繋がりにくい。	支援が必要な家庭に直接的な情報提供と手続きの支援が必要である。	2(1)①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当	10の主要課題	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法	再掲
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	166	消費生活相談	市民生活相談課	(10)さまざまな人権問題	【目的】市民の消費生活上の問題について、苦情・相談を受け助言・あっせんを行うとともに、消費生活情報の収集と情報の提供を行う。 【概要】消費生活相談員が苦情等についての相談業務を行う。 【日時】毎週月～金曜日 第2・4土曜日(9:00～12:00) 【場所】消費生活センター	2,460件の相談があり、必要に応じ助言・あっせん等を行い、問題解決の一助となった。	法に基づいた事業であり、継続実施する。		
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	167	法律相談	市民生活相談課	(10)さまざまな人権問題	【目的】市民生活の安定、市民福祉の向上を図る。 【概要】市民が抱えている諸問題に対して、弁護士が助言、アドバイスを行う。 【日時】毎週月・水・金曜日、毎月最終日曜日 【場所】市民生活相談課	2,016件の相談があり、市民が抱える問題解決の一助となった。	市民ニーズを踏まえながら、法律相談を継続実施する。		
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	168	法律相談	人権・男女共生課	(1)男女共同参画(ジェンダー平等)	【目的】法律に基づく解決のための手だてについて支援する。 【概要】法律上の悩みについて、女性弁護士が相談を受ける。 【日時】毎月第3木曜日、土曜日午前9時30分～12時30分 【場所】男女共生センターローズWAM 【相談件数】73件	相談者が様々な問題の解決に踏み出す一助になった。	より高度で複雑な問題に対応しなければならぬ。		
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	169	女性相談	人権・男女共生課	(1)男女共同参画(ジェンダー平等)	【目的】子育てや介護、健康、人間関係など女性をとりまく様々な悩みに関する相談事業を実施することで、男女共同参画社会の形成と女性の自立を促進する。 【概要】電話および面接による相談を実施 【日時】月～土曜日(火曜日、祝日を除く) 【場所】男女共生センターローズWAM 【相談件数】①電話相談 1,476件 ②面接相談 357件	多種・多様な相談に対応することで、女性の自立を支援することができた。	継続して実施する。		
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	170	DV相談 配偶者暴力相談支援センター事業	人権・男女共生課	(1)男女共同参画(ジェンダー平等)	【目的】DVやデートDV、ストーカーなど配偶者や恋人など親しい間柄でおこる暴力に関する相談事業を実施することにより、DVなどの暴力の防止を図るとともに被害者を支援する。 【概要】電話や面接による相談を実施 【日時】月～土曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時 【相談件数】1,017件	複雑・多様化している相談に対応し、被害者の安全確保と自立につなげることができた。	複雑・多様化する相談に対応するため、機関連携をスムーズにする必要がある。	関係機関や関係課との連携をさらに充実させ、継続して実施する。	
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	171	男性相談	人権・男女共生課	(1)男女共同参画(ジェンダー平等)	【目的】生き方や健康、人間関係など男性をとりまく様々な悩みに関する相談事業を実施することで、男女共同参画社会の形成を促進する。 【概要】男性カウンセラーによる電話相談を実施 【日時】毎月第3・4水曜日 午後6時30分～9時30分 【場所】男女共生センターローズWAM 【相談件数】34件	匿名で顔を合わさず相談できること、またその相談場所の存在を示すことで安心を与え、問題や悩みを抱える男性の支えとなった。	男性相談の存在を広く周知する必要がある。ジェンダー平等の視点や男性問題に理解のある相談員の確保の必要性がある。	広報紙等を通じて、さらに周知を図りながら継続して実施する。	

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法	再掲	
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	172	いばらきにじいろ電話相談	人権・男女共生課	(9)性的マイノリティ(セクシュアル・マイノリティ)	毎月1回、性的マイノリティ当事者をはじめ、周りの方が気軽に相談できる電話相談を実施した。 【開催日】毎月第4土曜日午後3時～午後8時 【相談数】18件	匿名で顔を合わせず相談できること、またその相談場所の存在を示すことで、悩んでいる方の支えとなった。	継続して実施する。参加者を増やすための企画や周知方法を検討する。			
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	173	総合生活相談	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	【目的】住民の自立支援及び福祉の向上に資するとともに、生活上の様々な課題や住民ニーズ等を発見し対応する。 【概要】生活上の様々な悩みについて、相談者の立場に立って、きめ細やかで具体的な助言対応を行う。 【日時】随時 【場所】各いのち・愛・ゆめセンター 【相談件数】豊川708件、沢良宜491件、総持寺468件	職員間及び関係機関との連携強化や、複合化、継続した相談へ対応するため、相談員の勤務日数を週4日から週5日とした。 (豊川) ケアケース会議による情報交換、レッツ号によるお買物支援、移動販売、それらが繋がりが、高齢者の月一度の会食を実施することで高齢者同士のつながりや見守り活動が充実してきた。また、こども食堂の充実により、学校との連携、親からの相談件数も増加した。 (沢良宜) 相談記録票のオンライン化により、記録及び集約事務の効率化を図った。また、重層的支援体制整備事業が本格実施となり、複雑かつ複合化した相談に対して、南保健福祉センターを中心に地域の関係機関との情報共有や連携強化を図り、長期化する相談に対応できた。 (総持寺) 継続的な相談に加え、新規での相談、関係機関からの相談もあり、相談件数は増加した。関係性の構築という点で前進している。	センターに相談に来れない人へのアウトリーチ手法の検討等、相談の掘り起こしを積極的に行う必要がある。 関係機関との効果的な連携方法についての検討が必要である。	館だよりやホームページ等への掲載に加え、地域で実施されている様々なイベントや活動、庁内での会議等に積極的に参加し、相談業務の周知を行うとともに、コミュニケーションにより相談者の掘り起こしを行う。 識字・日本語教室や多文化共生支援事業により、外国人からの相談ニーズを引き続きキャッチしていく。		

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法	再掲
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	174	人権相談	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕人権侵害を受け、又は受けるおそれのある市民が、自らの主体的な判断により課題の解決を図る。 〔概要〕窓口や電話相談で事案に応じた適切な助言や相談機関に紹介、取り次ぐことにより支援を行う。 〔日時〕随時 〔場所〕各いのち・愛・ゆめセンター 〔相談件数〕豊川6件、沢良宜29件、総持寺24件	人権問題に対し、対象者への寄り添い相談を実施する中で、助言・傾聴相談を行った。	人権に関する相談は、まだまだ敷居が高い印象を持たれていることから、相談動機に加え、意識啓発も含めたアプローチが必要である。	生活相談等の中から、背景や要因となる人権課題を整理・見える化する等、相談精度を高める。気軽に相談できる窓口としての認知度を高めていく。	
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	175	外国人総合相談	人権・男女共生課	(6)外国人問題	〔目的〕外国人住民及び外国にルーツを持つ住民の日常生活を支援し、多文化共生社会の実現に資する。 〔概要〕生活全般の困りごと等についての相談に多言語で対応する。 〔日時〕①平日午前9時～午後5時、②毎月最終日曜日午前9時～正午 〔場所〕①人権・男女共生課、②市民生活相談課 〔相談件数〕58件	令和6年9月に市役所本庁に外国人総合相談窓口を開設した。従来より、各いのち・愛・ゆめセンターで外国人に関する相談を受け付けていたが、本庁に総合的な窓口を設け、常時、英語対応可能な相談員を配置することで、外国人住民等の利便性の向上につながった。 相談件数はまだそれほど多くないが、徐々に増加している。	関係課、施設、学校等へのちらしの配布や、市ホームページ・SNS等で窓口の周知を行っているが、今後、さらなる周知の必要がある。また、多様な相談に対応できるよう、相談員のスキルアップを図るとともに、庁内外の連携を強化する必要がある。	窓口の周知について、効果を測りながら、さまざまな方法で実施していく。 また、研修等を通じて相談員のスキルアップに努めるとともに、庁内外の連携を強化するため、関係各機関との情報共有や交流の機会を増やすよう努める。	
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	176	生活困窮者自立支援事業による法律相談	福祉総合相談課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕専門的な知識に基づく法律相談を実施することにより、困窮者の自立の促進を図る。 〔概要〕弁護士による法律相談 〔実施日〕毎月1回 〔対象者〕生活困窮者等 〔参加者〕延べ相談者数 68人 〔場所〕福祉総合相談課	債務問題・労働問題・住宅問題・家族問題などの法律相談を実施することにより、相談者の抱える不安や問題の解決につながった。	事業の啓発に努め、事業を継続する。	事業の周知を行うとともに、相談員が専門職による支援が必要な方を適切につなぐ。	
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	177	高齢者虐待相談	福祉総合相談課	(3)高齢者問題	〔目的〕高齢者虐待に対する早期発見と虐待防止に向けた啓発及び虐待相談対応を行う。 〔概要〕 ①家庭や事業所内で起こる身体的・心理的・性的・経済的及び介護などの放棄や放任といった虐待に対する相談窓口を設置 ②関係機関連携強化のための虐待防止ネットワーク連絡会 ③虐待防止ネットワーク連絡会研修会 ④虐待防止啓発 〔実施日等〕①随時、②7月4日、③1月20日、④虐待防止ラッピングバスによる周知・啓発 〔場所〕①福祉総合相談課、地域包括支援センター、②③茨木市役所南館10館大会議室 〔相談件数〕91件（養護者85件、施設6件） また、高齢者虐待相談窓口の周知については、広報誌による相談窓口の周知、リーフレット等を窓口設置及び関係機関に配布し、周知を図っている。	②③の開催により、関係機関との連携や研修による支援力の向上を図ることができ、虐待対応をより強化することができた。また、虐待相談に対しては、関係機関と連携を図り対応することができた。	虐待防止の啓発に努め、事業を継続する。 ②については効果的な実施方法を今後検討する必要がある。	②については、他自治体の実施方法等を参考にしながら、検討する。	

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法	再掲
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	178	聴覚・言語障害者生活相談	障害福祉課	(4)障害者問題	聴覚・言語障害者の社会参加を促進するため、医療や教育、コミュニケーションに関することについて相談を実施 【日時】 随時 【場所】 障害福祉課 【相談件数】 1755件（通訳含む）	高齢の方の相談が多い。若い世代では子どもの教育についての相談が多い。	継続して実施する。		
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	179	母子・父子・寡婦家庭相談	こども政策課	(2)子ども・若者の問題	【目的】 ひとり親家庭等の自立支援 【概要】 こども政策課窓口に自立支援員を2名配置し、相談業務を実施した。 【場所】 こども政策課事務室等 【対象】 ひとり親家庭の父または母、離婚前 【実績】 相談件数 643件	相談内容に応じて各種制度の案内や、関係機関と連携による就労支援等を行い、ひとり親家庭等の自立へとつなげた。	ひとり親支援にかかる事業を知らない市民も見受けられることから、より一層の周知が必要である。	窓口や児童扶養手当の現況届受付会場等に、より一層の周知に努める。	
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	180	子育て相談(児童虐待を含む)	子育て支援課	(2)子ども・若者の問題	子育てに不安や悩みを持つ親に対して、保育士、心理判定員、保健師等が、電話と面接・訪問相談を実施しており、専門的な立場から助言を行っている。令和6年度の相談件数は、面接が458件、電話等が324件であった。	本年度も子育てに不安や悩みを抱える保護者からのニーズに対応することができた。	次年度も相談者の思いに寄り添い、話を聴き、対応を一緒に考え、必要に応じて継続面接や訪問を実施していく。		
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	181	乳幼児発達療育相談(乳幼児療育発達相談事業)(再掲)	発達支援課	(2)子ども・若者の問題	ことばが遅い等、発達が気になるこどもの相談窓口として、電話、面接相談を火曜日から土曜日まで実施。心理判定員、保育士が対応している。電話が84件、面接が91件、メールが4件あった。	健診後だけでなく、保護者自身がこどもの発達について不安を抱えられ面談で相談されるケースも増えてきており、相談の場としては有効な事業であった。関係機関との連携を図り、ニーズや相談内容に応じた適切な対応もできた。	今後も保護者の思いに寄り添い、児にとっての適切な助言をすることも早期療育への理解を深め、子育てに向き合っていただけのような取り組む。	1(1)⑥ 家庭における人権教育の推進	
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	182	子育て相談	保育幼稚園総務課	(2)子ども・若者の問題	【目的】 在宅世帯の子育てを支援する。 【概要】 公立保育所で子育て相談や情報提供を行う。 【日時】 随時 【場所】 各保育所 【相談件数】 97件	担当者が子育て支援に必要な研修を受講し、ノウハウの育成に努めた。	引き続き子育て支援等に関する法令や制度を理解し、ノウハウの育成に努める必要がある。	子育て支援等に関する法令や制度を理解し、一人一人が引き続きノウハウの育成に努める。	
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	183	「いじめ」ホット電話相談	教育センター	(2)子ども・若者の問題	いじめ問題で苦しむ子ども、保護者の負担を軽減するため、市内小・中学生及びその保護者を対象に、電話によるいじめ相談を実施した。また、相談者の了解のもと関係機関に情報提供し、事象の問題解決に向けた取組みを促進した。 【日時】 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 【場所】 教育センター 【回数】 32回	児童・生徒への相談窓口の周知に努め、相談内容に応じて学校と関係機関の連携を一層強化し、相談者に対して丁寧で迅速に対応することができた。	児童・生徒・保護者に広く周知し、安心して利用できるようにする必要がある。	周知方法を工夫するとともに、継続して実施する。	

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	担当課	10の主要課題	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法	再掲	
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	184	電話教育相談	教育センター	(2)子ども・若者の問題	悩みを抱える子ども、保護者の負担を軽減するため、市内小・中学生及びその保護者を対象に、電話による教育相談を実施した。また、相談者の了解のもと関係機関に情報提供し、事象の問題解決に向けた取組を促進した。 【日時】月曜日～金曜日 午前8時45分～午後5時 【場所】教育センター 【回数】119回	必要に応じて専門機関の紹介、学校等の関係機関との連携を一層強化して行い、相談に対する丁寧で迅速な対応を行うことができた。子育てや不登校に関する内容等、困り感のある保護者に寄り添って対応ができた。	児童・生徒・保護者に広く周知し、安心して利用できるようにする必要がある。	周知方法を工夫するとともに、継続して実施する。		
2	(2)	②庁内外の連携の推進	185	DV防止ネットワーク連絡会の充実	人権・男女共生課	(1)男女共同参画(ジェンダー平等)	【目的】DVに関する機関が連携し、暴力防止と早期発見・早期対応について検討し、DVなどの暴力の防止を図るとともに被害者を支援する。 【概要】DVネットワーク連絡会の開催	各課や関係機関とDV被害者支援の現状について情報共有を図ることができた。	継続して実施する。参加者を増やすための企画や周知方法を検討する。			
2	(2)	②庁内外の連携の推進	186	障害者・高齢者虐待防止ネットワーク連絡会の開催(再掲)	福祉総合相談課	(10)さまざまな人権問題	【目的】障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第35条及び高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第16条の規定に基づき、関係機関の連携協力体制を整備することにより、養護者等による虐待の防止、養護者等による虐待を受けた障害者、高齢者の保護及び養護者に対する支援を推進すること。 【連絡会】 【概要】各機関の取組状況の報告と意見交換 【実施日】7月4日 【対象者】ネットワークを構成する関係機関 【参加者】60人 【研修会】 【概要】虐待に関する知識習得 【実施日】1月20日 【対象者】ネットワークを構成する関係機関 【参加者】127人 【テーマ】虐待を未然に防ぐためのまちづくり 【講師】武庫川女子大学 心理・社会福祉学部 社会福祉学科 教授 松端 克文 氏 【場所】茨木市役所 南館10階大会議室	連絡会と研修会を通して、虐待防止に対する意識向上につながることも、虐待への対応方法を考えるだけではなく、虐待を未然に防ぐための方法も研修を通して考えるきっかけになったものと認識している。	連絡会の実施方法については、引き続き検討する必要がある。研修会については引き続き、虐待に関する知識向上のために実施する必要があるものと考えている。	連絡会については、他自治体の実施方法を参考にしながら、検討する。	1(1)③ 人権に関する学習機会の提供	
2	(2)	②庁内外の連携の推進	187	茨木市要保護児童対策地域協議会の充実	子育て支援課	(2)子ども・若者の問題	関係機関でネットワークを構築し、情報提供等を通じて、連携の強化を図るため、代表者会議を1回、実務者会議を3回開催した。また、個別ケースの支援方針等を協議する新規検討会議・進行管理会議を16回、ケース検討会議を189回行い、ネットワークの充実に努めた。	代表者会議及び実務者会議においては、関係機関が一堂に集まり、協議を行うことで情報共有及び連携の強化を行うことができた。また、その他の会議の実施により、要保護児童等の早期発見、迅速かつ適切な保護及び児童虐待等の防止に努めることができた。	事前に会議内容を精査し、開催回数や開催時間の効率化に努める。			

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法	再掲
2	(2)	②庁内外の連携の推進	188	ゆめ実現支援事業(再掲)	学校教育推進課	(2)子ども・若者の問題	【目的】通学意欲を有しながら、経済的な事由により就学が困難な生徒の進学を支援する。 【概要】様々な奨学金制度について広く紹介し、奨学金説明会を開催する。教育センターの相談窓口で、奨学金制度を紹介し、相談・助言や、関係機関を紹介する。	様々な奨学金制度や授業料無償制度等を冊子の作成や説明会で周知することができた。個々の相談者の状況に応じ適切に対応することができた。	令和4年度までのコロナウィルスの感染拡大に伴い、大勢が集まる説明会に参加しない相談者がいる。	開催時間を短くしたり、資料のポイントを明確に説明会を開催していく。また、説明会に参加できない方には、個別の相談も実施していく。	2(1)①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援
2	(2)	②庁内外の連携の推進	189	地域子育て支援拠点事業(再掲)	子育て支援課	(2)子ども・若者の問題	就学前の親子が気軽に集い、交流や相談ができる場を設け、子育てに関する情報提供や子育て講座等を実施し、こどもの健やかな成長をサポートした。 【参加者】 15,160人(地域子育て支援センター) 86,250人(つどいの広場)	参加者について、つどいの広場は、ほぼ同水準となったが、地域子育て支援センターは、前年度の利用者数を上回った。	引き続き、在宅世帯の子育てを支援し、こどもの健やかな成長をサポートする。		2(1)①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援
2	(2)	②庁内外の連携の推進	190	人権相談機関ネットワークの充実	ネットワーク加盟機関	(10)さまざまな人権問題	【目的】多種多様な人権相談に対して迅速に専門機関へ取次ぎ、相談機関相互の情報交換や意見交換を図る。 【概要】行政機関だけでなく、様々な相談機関が密接に連携・協力するためのネットワークの充実を図る。	関係機関における情報交換を行い、ネットワークの充実に図ることができた。	継続して実施する。		
2	(2)	②庁内外の連携の推進	191	通訳ボランティア制度(茨木市国際親善都市協会)	文化振興課	(6)外国人問題	市の窓口での手続き・乳児健診等への通訳ボランティアの派遣および翻訳作業を行った。 【派遣件数】36件 【派遣先】子育て支援課、学童保育課、保育幼稚園事業課等	通訳ボランティアの派遣によって、安心して手続きや健診を受けてもらうことができた。	在住外国人人口の増加及び多国籍化に伴い、対応言語の拡充が必要となるため、ボランティア登録者の増加を図る必要がある。	市広報誌、協会会報誌、市及び協会ホームページ上でも幅広い言語での通訳ボランティア登録者を募集し、登録者の増加に繋げる。	
2	(2)	③相談事例等を通じた実態把握	192	いのち・愛・ゆめセンター地域交流促進・相談機能強化事業(再掲)	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	【目的】地域の実情に即した講座や地域交流行事を開催し、地域住民の相互の理解と交流を促進する。また長期的、継続的な助言指導による自立促進及び相談事業の集約、分析により地域課題を発見し、課題解決に向けた地域コミュニティの育成を図る。 【概要】公募型プロポーザル方式により、社会福祉法人等へ事業を委託して実施。	各センターごとに、受託者が相談内容等を集約した事業完了報告書を作成することで、相談内容等の傾向把握、課題等の整理ができた。	地域課題等の把握・整理を行う。	事業完了報告書の内容から抽出した課題より、地域のニーズに合致した取組みを実施していく。	1(4)②人権教育・啓発に関する調査・研究
2	(3)	①人権救済・保護体制の強化	193	暴力被害女性一時保護委託事業	人権・男女共生課	(1)男女共同参画(ジェンダー平等)	茨木市配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談を通して、大阪府女性相談センターと連携し、一時保護を行った。 【一時保護件数】7件	令和6年4月から困難女性支援法が施行されたこともあり、一時保護につながるケースが増えており、必要に応じ、暴力被害者の支援を行った。	継続して実施する。		

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法	再掲
2	(3)	①人権救済・保護体制の強化	194	緊急一時保護事業	福祉総合相談課	(4)障害者問題	【目的】障害者に対する虐待を防止し、障害者の権利利益の擁護に資する。 【概要】事業所に委託し、障害者を受入れ、入所障害者に対する食事の提供や相談等を行う。 【実施日】随時 【実施件数】0件	令和6年度は一時保護を行った事業はないが、緊急性の高い事案に対し、迅速に一時保護の対応を実施できる体制を構築している。	引き続き、虐待の防止及び早期発見、早期対応等、障害者の権利擁護の推進に取り組む必要がある。	継続して実施する。	
2	(3)	①人権救済・保護体制の強化	195	障害者差別解消支援協議会運営事業	障害福祉課 人権・男女共生課	(4)障害者問題	【目的】障害を理由とする差別に関する相談及び障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行う。 【概要】茨木市障害者差別解消支援協議会を開催し、障害を理由とする差別の解消に向け、各機関で行った取組などについて意見交換を行った。 【協議会実施日】2月12日	障害を理由とする差別の解消に向け、協議会に参画する各機関が行った取組について共有した。	障害者差別解消法の改正を受け、障害を理由とする差別の解消に資する取組をより効果的、効率的なものにするため、協議・検討を進める必要がある。	引き続き、各機関における取組の共有を行うとともに啓発・周知方法等に関する意見交換や、事例検討を充実させるなど、継続して協議を行っていく。	
2	(3)	①人権救済・保護体制の強化	196	インターネットモニタリング事業	人権・男女共生課	(8)インターネットを通じた人権侵害	【概要】インターネット上の本市に関する差別的書き込み等のモニタリングを実施した。 【日時】月2回、1回2時間程度 【実績】発見した件数15件、削除要請15件、削除件数2件	直接的な差別的表現により検索したが、発見した差別的書き込みの数は前年度より減少している。	直接的な差別的表現による書き込みが減少している可能性がある。また、インターネット事業者や法務局へ削除要請をしても、削除されない書き込みがある。	モニタリングや削除要請の手法等について、関係機関と連携して実施する。	
2	(3)	②関係機関との連携の強化	197	茨木市消費者協会との連携	市民生活相談課	(10)さまざまな人権問題	【目的】市民生活の向上をめざす。 【概要】暮らしに役立つ情報の提供や消費者問題の啓発に努める。 茨木市消費生活展を実行委員会形式で実施 特殊詐欺防止講習会及び消費生活パネル展を共催	イベント内容や周知方法等について、議論しながら、連携を図り、一定の啓発等を行うことができた。	茨木市消費者協会においては、会員の高齢化が進行しており、組織の持続的な運営のためには後継者の育成が喫緊の課題となっている。		
2	(3)	②関係機関との連携の強化	198	茨木市人権センターとの連携	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	【目的】あらゆる差別をなくし、市民の人権意識の普及・高揚を図り、もって人権が守られた豊かで住みよいまちづくりをめざすため、茨木市の人権施策の推進に協力し市内各種団体と連携・協力して人権尊重の社会づくりに寄与する。 【概要】研修会や学習会を開催するとともに自立支援及び人権擁護についての相談を行い、また、地域住民の交流や協働の推進や人権のネットワークづくりに努める。	市内の各種団体と連携・協力し、人権啓発に役立つ人材の育成に努めた。	事業内容や再補助等について、効果的な手法の検討が必要である。		
2	(3)	②関係機関との連携の強化	199	茨木市人権啓発推進協議会との連携	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	【目的】あらゆる差別をなくし、市民の人権意識の普及・高揚を図り、もって人権が守られた豊かで住みよいまちづくりに寄与する。 【概要】啓発紙の発行、市民啓発活動や研修会、学習会を開催	啓発紙「虹のひろば」の発行や人権啓発研修会を実施した。各小学校区の人権啓発組織の結成や活動の促進に取組んだ。	人権啓発の市民組織としてさらに発展させるよう連携を深める。		

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法	再掲			
2	(3)	②関係機関との連携の強化	200	茨木市人権各 地域協議会との 連携	人権・男 女共生課	(10)さま ざまな人 権問題	〔目的〕茨木市人権センターと連携し、同和問題解決のための施策をはじめ人権施策に協力し、差別のない人権尊重のコミュニティの実現に寄与する。 〔概要〕行政機関及び関係機関と協力並びに連携するとともに、自立支援及び人権擁護についての相談や住民間の交流及び協働を促進する。	地域啓発・交流を促進し、同和問題をはじめ人権問題解決に取り組んだ。	啓発・交流の促進に向け、継続して実施する。					
2	(3)	②関係機関との連携の強化	201	茨木市人権擁 護委員会との 連携(再掲)	人権・男 女共生課	(10)さま ざまな人 権問題	〔目的〕人権擁護委員法の主旨に則り、自由人権思想の普及高揚と基本的人権の擁護に資するため、委員会を組織し円滑な活動を図る。 〔概要〕職務に関する情報の収集や研究を行い、市と連携して相談や啓発活動を行う。 【「人権の花」運動】 〔概要〕小学校に花の球根を贈呈し、花を育てる活動を通じて児童に豊かな人権感覚を育む。あわせて人権教室を実施する。 〔実施日〕11月13日 〔参加者〕3年生児童74名 〔場所〕市立小学校(毎年1校) 【子どもの人権教室】 〔概要〕学童保育室入室児童を対象に人権教室を実施 〔実施日〕6月～10月(8回) 〔参加者〕828人 〔場所〕市立学童保育室(7か所) 【いばらき×立命館DAY2024への出展】 〔概要〕紙芝居・絵本をとおして人権について学んでもらう機会を提供するとともに、啓発物品の配布を行う。 〔実施日〕5月19日 〔場所〕立命館大学大阪いばらきキャンパス 【人権週間街頭啓発キャンペーン】 〔概要〕啓発物品を配布 〔実施日〕12月2日 〔場所〕阪急茨木市駅前・JR茨木駅前 【人権擁護委員による人権相談】 〔実施日〕毎月第2・第4木曜日 〔場所〕茨木市役所南館1階市民生活相談課 〔相談件数〕1件	小学校における「人権の花」運動や学童保育室における人権教室等を通して、子どもたちに人権について考えてもらう機会を提供することができた。また、イベントへの出展や人権週間街頭啓発キャンペーンの実施などにより、広く市民に啓発を行うことができた。 人権擁護委員による人権相談を市役所で毎月2回実施しているが、令和6年度も相談件数は少なかった。	「人権の花」運動は市立小学校で毎年1校ずつ実施しているが、あわせて行っている人権教室では当初から同じ教材を使用しているため、社会状況等の変化に伴い、教材の見直しが必要になってきている。 また、人権擁護委員による人権相談に来訪する相談者が少ないのは、特にコロナ禍以降、対面での相談に対する敷居が高くなっていることや、相談窓口が市民にあまり知られていないことが原因ではないかと考えられる。	人権教室で使用する教材の見直し等、より効果的な啓発方法を人権擁護委員と連携しながら引き続き検討・研究していく。また、市広報誌やホームページのほかに、イベント等を通して、人権擁護委員や相談窓口の周知に努める。	1(1)② 人権教育 の充実			
2	(3)	②関係機関との連携の強化	202	(一財)大阪府 人権協会との 連携	人権・男 女共生課	(10)さま ざまな人 権問題	〔目的〕同和問題解決のための施策をはじめとする人権施策に取り組む、差別のないコミュニティづくりを通じて、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現をめざす。 〔概要〕研修会や学習会を開催するとともに自立支援及び人権擁護についての相談を行い、また、地域住民の交流や協働の推進や人権のネットワークづくりに努める。	人権相談や講師派遣による連携、人権関連情報誌の提供を受ける等、人権啓発推進の一助となった。	啓発・交流の促進に向け、継続して実施する。					
2	(3)	②関係機関との連携の強化	203	(公財)人権教 育啓発推進セ ンターとの連 携	人権・男 女共生課	(10)さま ざまな人 権問題	〔目的〕人権に関する様々な国際機関・国・地方公共団体・公益法人・団体等と国際的・国内的連携を図りつつ、基本的人権の擁護に資する。 〔概要〕次世代を担う青少年等に対する同和問題など人権に関する総合的な教育・啓発や人権相談を行う。	人権関連資料や情報誌の提供を受ける等、人権啓発推進の一助となった。	継続して実施する。					

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法	再掲		
2	(3)	②関係機関との連携の強化	204	(一財)アジア太平洋人権情報センターとの連携	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	【目的】アジア・太平洋地域における人権の伸長を図り、国際的な人権伸長・保障の過程にアジア・太平洋の視点を反映させ、アジア・太平洋地域における日本の国際協調・貢献に人権尊重の視点を反映させることで国際化時代にふさわしい人権意識の高揚を図る。 【概要】国連を中心とした国際的な人権情報の収集・整理事業、調査・研究事業、研修・啓発事業、広報・出版事業、相談・情報提供サービス事業などを行う。	人権関連資料や情報誌の提供を受ける等、人権啓発推進の一助となった。	継続して実施する。				
2	(3)	②関係機関との連携の強化	205	(公財)大阪人権博物館との連携	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	【目的】人権思想の普及と人間性豊かな文化の発展に貢献する。 【概要】部落問題をはじめとする人権問題に関する調査研究をおこなうとともに、関係資料や文化財を収集・保存し、あわせてこれらを展示・公開する。(令和2年5月末で閉館)	人権関連資料や情報誌の提供を受ける等、人権啓発推進の一助となった。	資料の活用方法等について注視する必要がある。				
2	(3)	②関係機関との連携の強化	206	(公財)大阪国際平和センターとの連携	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	【目的】大阪府民・市民と国内外の人々との間の相互交流を深めることを通じて、大阪が世界の平和と繁栄に積極的に貢献するため。	人権関連資料や情報誌の提供を受ける等、人権啓発推進の一助となった。	継続して実施する。				
2	(3)	②関係機関との連携の強化	207	茨木市人権教育研究協議会との連携(再掲)	学校教育推進課	(10)さまざまな人権問題	【目的】人権教育の機軸に同和教育を位置づけ、部落差別解消をはじめとした人権の確立をめざす。 【概要】教職員による人権教育の実践を促す。	次世代教職員の育成の取組みや校区連携により、人権教育の実践を進めることができた。	経験の浅い教職員の増加や当事者との出会いがなく直面する人権課題の対応を教職員全員が理解できていない。	多くの教職員が参加できるように広い研修会場を設定する。 直面する人権課題をより踏まえた内容で取組む。	1(1)② 人権教育の充実	1(4)① 人権に関する情報収集・提供機能の充実	
2	(3)	②関係機関との連携の強化	208	茨木市進路保障協議会との連携(再掲)	学校教育推進課	(2)子ども・若者の問題	【目的】様々な課題をもつ生徒をはじめ、全ての子どもたちの進路を保障する。 【概要】生徒の進路保障に取り組む団体を助成	すべての子どもたちの進路保障に向けて、研修会や小中高の連携の取組みを行い、中退防止に成果をあげた。	経験の浅い教職員が増加することにより、教職員全員が理解できていない。	進路保障協議会と連携を行い、これまでの取り組みを継承していく。	1(4)② 人権教育・啓発に関する調査・研究		
2	(3)	②関係機関との連携の強化	209	茨木市在日外国人教育研究協議会との連携(再掲)	学校教育推進課	(6)外国人問題	【目的】在日外国人教育を推進する。 【概要】在日外国人教育の向上に取り組む団体を助成	外国にルーツのある子どもの自尊感情を高め、進路保障につながる在日外国人教育を進めることができた。	外国にルーツのある子どもの少数点在化により、受入れが初めての学校があった。	在日外国人協議会と連携を行い、受入れや具体的な取組みを丁寧に行っていく。	1(5)① 教育の機会均等の確保と学習の場の充実	1(5)② 識字・日本語学習や基礎教育の学び直しの機会の提供	
2	(3)	③地域における人権侵害の防止と保護・救済	210	茨木市私立保育園連盟	保育幼稚園総務課	(2)子ども・若者の問題	【概要】人権保育研修 人権啓発推進を行った。 【対象】保育所(園) 認定こども園、小規模保育所、全職員 【回数】3回 【参加者】179名 【内容】人権意識向上研修	様々な子どもの状況を知ること、人権の気づきを得られる研修となった。また保護者の思いを学び、理解を深めることができた。	子どもや保護者、現場の状況に即したより具体的な内容を取り入れながら、保育士の資質向上に努める。	今後も保育所で抱えている課題等について、職員で共有・検討できるように研修会を実施する。			

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	改善方法	再掲	
2	(3)	④就労の場における人権侵害からの保護・救済	211	労働問題相談	商工労政課	(10)さまざまな人権問題	<p>【目的】働く上でのあらゆる問題について、労使の自主的な問題解決を支援する。</p> <p>【概要】仕事なんでも相談員を設置し、市民、勤労者等からの労働上の問題に関する相談に応じ、助言・指導を行う。</p> <p>【実施日】毎週火・水・木曜日</p> <p>【場所】市役所本館7階 商工労政課ほか</p> <p>【相談件数】112件（※職業相談を含む）</p>	<p>就職、労働に関するあらゆる相談を受け付けている。相談者数は前年度より微減したが、仕事に関する様々な相談を、制度の説明や関係機関に誘導する等の適切な対応ができた。</p>	<p>相談の多い高齢者に寄り添った広報を行う必要がある。</p>			
2	(3)	⑤各種生活支援サービスや福祉サービスの充実	212	生活保護相談	生活福祉課	(10)さまざまな人権問題	<p>【目的】生活に困窮する全ての市民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。</p> <p>【概要】生活困窮者からの相談を聴き、解決方法をともに考え、または助言する。</p> <p>【日時】随時</p> <p>【場所】生活福祉課窓口</p> <p>【相談件数】1,601件</p>	<p>生活困窮に陥った人に対して適切に必要な福祉サービスを提供し、自立を助長することができた。</p>	<p>継続して実施する。</p>			
2	(3)	⑤各種生活支援サービスや福祉サービスの充実	213	シルバーハウジング生活援助員派遣事業	長寿介護課	(3)高齢者問題	<p>【目的】高齢者の日常生活における自立支援を行う。</p> <p>【概要】シルバーハウジング(府営三島丘住宅)入居者に生活援助員を派遣し、暮らしに関する助言や援助を行う。</p> <p>【対象】30世帯</p>	<p>目的に沿った支援を行うことができた。</p>	<p>令和6年度、身寄りのない居住者の他界後、長期間、退去手続きが進まない住戸がある(継続中)。上記理由から希望者が入居できない状況避けるため、定期的に運営主体である府に状況を確認する必要がある。</p>			
2	(3)	⑤各種生活支援サービスや福祉サービスの充実	214	こども食堂補助事業	こども政策課	(2)子ども・若者の問題	<p>【目的】こどもの食事とこどもが安心して過ごせる居場所の提供を促進し、こどもが抱える悩みや家庭環境等の問題を早期に発見し、必要な支援機関につなぐことのできる環境を整備する。</p> <p>【概要①】こどもに家庭的な雰囲気のある食事並びに学習及び交流の場を提供するこども食堂を運営する事業に対し、報償金を交付した。</p> <p>【支給額】・2,000円にこども食堂の開催回数を乗じて得た額(1年度当たり96回を上限)</p> <p>・食品衛生責任者養成講習会の受講料に相当する額(食品衛生責任者を配置していないこども食堂を対象に1年度当たり1回1名分10,500円を上限)</p> <p>【対象】要件を満たす事業を実施するこども食堂運営団体等</p> <p>【実績】・補助団体数 16団体</p> <p>・食品衛生講習会受講費用補助 5人</p> <p>・合計補助額 972,500円</p> <p>【概要②】クレジット決済等で少額から寄付ができるシステムを導入し、広く寄付を募るなど、こども食堂の持続的な運営の一助を担った。</p>	<p>こども食堂開催に係る報償金支給がこども食堂の持続的な運営の一助となり、寄付で賄うことができない食材の購入費等に充てることができた。</p>	<p>こどもの貧困や孤食解消の一助として、市内19団体28カ所(令和7年3月時点)がこども食堂を運営しているが、ボランティアの協力や食材の寄付をもって運営しているため、財政的に厳しい状況である。</p>	<p>こども食堂への寄付を求めるチラシを市民や事業者等に配布し、広く寄付を呼び掛けることで、こども食堂の持続的な運営をサポートする。</p>		

計画の推進体制等について

1 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

○庁内の取組状況

実施日	取組	内容
令和6年5月10日	庁内各課へ照会	「第2次茨木市人権施策推進計画（改定版）」に係る事業実績等の調査について
令和6年6月26日	庁内各課へ照会	「第2次茨木市人権施策推進計画（改定版）推進状況報告書（令和5年度版）」の発行に伴う掲載事項の確認について
令和7年1月30日	庁内各課へ通知	「第2次茨木市人権施策推進計画（改定版）」推進状況報告書及び人権尊重のまちづくり審議会委員意見について
令和7年1月30日	市ホームページで公開	「第2次茨木市人権施策推進計画（改定版）推進状況報告書（令和5年度版）」について

○茨木市人権尊重のまちづくり審議会の取組状況

実施日	取組	議題
令和6年8月28日	第1回審議会開催	(1) 会長及び副会長の選出について (2) 審議会の公開について (3) 「第2次茨木市人権施策推進計画（改定版）」推進状況報告について (4) いのち・愛・ゆめセンター事業実績概要について (5) その他
令和7年2月20日	第2回審議会開催	(1) いのち・愛・ゆめセンターの事業報告について (2) その他

(2) 市民・地域との連携、(3) 企業・民間団体との連携

※取組状況については、各事業の実績に記載しています。

計画の推進体制等について

2 計画の評価と進行管理（P D C Aサイクルによる計画の進行管理）

※太字は令和6年度取組

